

第四項 松平氏の時代

一 松平氏

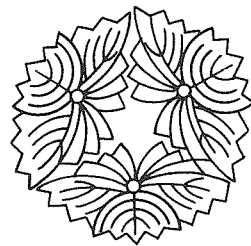
延宝六年（一六七八）正月、大久保氏に、下総佐倉城へ転封の命が下るとともに、佐倉城六万石の城主松平和泉守乗久は一万石を増加されて七万石となり、唐津城主に転封してきた。大久保氏の時代、唐津の城付きは八万三千石だったので、唐津入部の七月、一万三千石が幕府に引き揚げられた。草高では一万九千石ほどにもなる。引き揚げられて幕府領になった村は、一貴山川から東の片山、松末、石崎、片峯、満吉を連ねた線以東の村々であった。

注 草高は領内の玄米の収穫総高、刈り取った稲の高の意。

松平乗久の家は、大給松平ともいう。父の乗寿は、大坂の陣で首五十三級を取ったという。寛永十九年（一六四二）十二月から承応三年（一六五四）一月まで十一年一カ月間、幕府老中を勤めた。

乗久の通称は源次郎。正保三年（一六四六）十二月、叙爵して宮内少輔に任官、承応三年（一六五四）三月家督を相続して和泉守と改めた。

乗久の唐津入部については、比較的詳しい記録が残されている。御入部祝儀として、御肴代一組錢一貫文を、それも使い古したものを運び出し、青色の錢さしを通して、締めて三十三貫文を三室に盛り上げ御領分総百姓名で献上し、鑓柄師は鑓柄を、椎の峯焼物師は御茶碗を差し上げた。このことは後々まで、城主の交代時に慣例と



松平氏の家紋・三ツ頭合わせ蕪の紋

なった。寺沢氏や大久保氏のようにそのような例があったかどうかわからない。

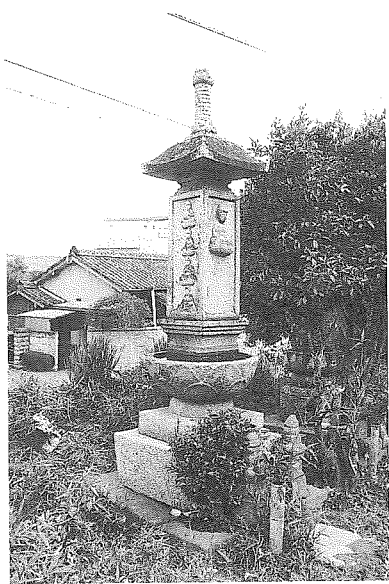
延宝八年（一六八〇）五月八日、四代將軍家綱が死去した。四十歳であった。將軍家の家督は弟の綱吉が相続し、八月二十三日將軍宣下の大礼が行われた。

延宝九年九月二十九日天和と改元。犬公方と呼ばれ、柳沢吉保に手なすけられて悪徳の元凶のよういわれた綱吉も、その初政のころは剛直峻厳な大老・堀田正俊の助けを受けて、「天和の治」と後代まで称賛されるよい政治を行った。

二 唐津領内大飢きんと高札

天和の大飢きん 天和二年（一六八二）、唐津領は飢きんに襲われた。その前年は佐賀領でも飢きんがあった。天和のころの肥前地方は「天和の治」を喜ぶ余裕はなかったようだ。

天和の大飢きんには、唐津領で千八百三十三人の餓死者が出たといわれ、大久保氏の家中、永沢兵馬の二男で、仏門に入り、楊州と号した黄檗僧は、市中に施粥所を設けて飢民の救済にあたり、また翌三年九月には餓死者供養のための回向寺として、筑紫山無量軒を唐津海士町に建てた。この寺は一時荒廃して無住となったが、享保の飢きん後に復興され、領内一円からの合力と藩当局から毎年米三俵の寄進を受けて明治に至るまで続いた。



餓死者供養の十三仏石塔（唐津市海士町・無量軒跡）

高札布達

また天和二年（二六八二）五月、このころから領内の各地に高札場が普及するようになったが、このとき出された高札に「忠孝札」といわれるものがあつた。この忠孝札の箇条は、小笠原氏の時代の天保参照（天保十一年公付）

一、定

一、忠孝を励まし、夫婦兄弟諸親類睦敷く、召仕への者に至る迄憐愍を加うべし。若し不忠不孝の者あらば重罪たるべき事。

一、万事奢り致すべからず。屋作り衣服飲食等に及ぶ迄、儉約を相守るべき事。

一、悪心を以て、或は偽わり、或は無理を申し懸け、或は利慾をかまえて人の害を為すべからず。惣て家業を勤むべき事。

一、盜賊並びに悪党者これあらば訴人に出すべし、急度御褒美下さるべき事。

但し、博奕堅く制禁せしむる事。

一、喧嘩口論停止せしむる也。自然これある時は、その場へ狼りに向うべからず。また、手負たる者を隠すべからず。

一、人売買堅く停止せしむる也。並びに年季に召し仕う下人、男女共に拾ヶ年を限るべし。その定数過ぎるは罪科たるべき事。

付たり、譜代の家人、または住来たり、他所へ相越し在付き、妻子をも所持せしめ、その上科なき者を呼び返さすべからざる事。

右の条々相守るべし。違乱の輩あるに於ては、嚴科に処さるべき旨仰せ出さる所也。仍つて下知する件の如し。

天和二年五月日

奉行

何の変哲もない、武家社会にとっては極めて常識的な布達であつたが、封建制度を支えた基本的な倫理ともいえるものだった。

天和二年（二六八二）五月には、このほかにも、キリシタン禁制、毒薬賈金等禁制、宿駅諸法度、火事場禁制の高札も出されていた。

乗春、乗邑の襲封

松平和泉守乗久は、貞享三年（二六八六）七月十七日、江戸藩邸で没した。享年五十四歳であつた。唐津城主たること八カ年、その間、天和の飢きんが生じたが、そのほかは平穩無事の年月であつた。

乗久には男子十人、女子二人の子供がいた。長男の宮内、次男の主水、三男三五郎、四男四郎五郎、五男民部、六男伊織、七男源藏、八男は藤藏といい、八男とも同一母系であつた。あとの二男二女は、唐津生まれというが、名前はわからない。

長男の宮内というのは、源次郎乗高のこと。寛文四年（二六六四）十二月、叙爵して宮内少輔に任官したが、天和元年（二六八一）、將軍綱吉の指示で奥州白河城主、松平下総守忠弘の養子となり、名を忠尚に改めた。

松平忠弘の本姓は奥平氏。忠弘の父忠明が家康の養子になつたので松平氏となつた。忠弘の嫡子主税が病弱のため、養子を將軍に頼んだ。当時乗高は忠弘の聲でもあつたので、養子の口が乗高に回つてきた。養子にはなつたものの、忠弘家の事情で結局は忠弘の嫡流とはならず、二万石を分知されて別家を立てた。

乗久から家督を相続した二男の乗春は当時三十三歳、天和二年に主水正に任官した。後に和泉守と改める。乗

春は、家督相続に際して、弟源蔵好乗に本高二千石、新田一千石の計三千石を、その弟の藤蔵乗重に新田二千八百石を分知した。

乗春の治世はわずか四年余で、元禄三年（一六九〇）九月五日、江戸藩邸で没した。享年三十七歳。乗春から家督を相続した乗邑は当時五歳であった。翌四年二月に志摩の鳥羽城に転封した。

乗邑の通称は源治郎、元禄十三年十二月、叙爵して和泉守と称し、享保八年から延享二年まで（一七三三〜一七四五）の二十二年余、幕府老中を勤めた。

乗邑の襲封に際し、弟たちに何がしかの分知をしたが、唐津領にはいささかも関係はしていない。ただ関係あるのは乗春襲封時の本、新田合わせて五千八百石の始末であった。

松平、土井交代の時、怡土郡で古高三千五百二十三石七斗九升三合、新田で二百七十六石二斗七合、計三千八百石が幕領に編入された。松平氏の七万石から三千八百石が幕領に引き揚げられたことになっても土井氏は七万石で就封した。帳面上の石高にはあまりこだわることがなかったかもしれない。幕領となったのは大入、佐波、真名子、堀、淀川、深江、川原、一貴山の八カ村であった。

第五項 土井氏の時代

一 土井氏

土井利益の唐津入城

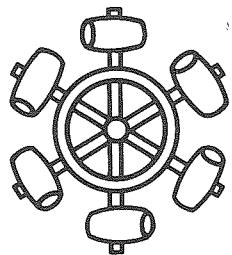
志摩の鳥羽城主・土井周防守利益は、元禄四年（一六九二）二月唐津城へ転封を命ぜられた。同年六月三日、前任の松平氏からの城の受け渡しは家老により無事終わったが、城主

の利益は八月八日唐津領に入り、鏡の御茶屋に一泊、用意を整え、翌九日には満島浜にて領中の大庄屋以下に御目見えを賜わり、新堀から城下に入って札の辻、中町、八軒町を経て、大手門から唐津城に入った。城内では、先着の家中の者から歓迎のあいさつを受けた。同二十一日には、幕府から与えられた長崎巡視の大役を果たすために出発、駒鳴峠、大川野を通って長崎に向かい、帰りは池の峠、井手野を通って無事帰城した。

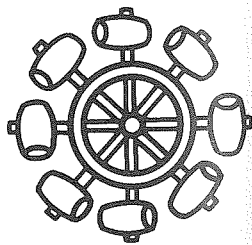
土井氏は七万石の知行高で、松平氏と同額であったが、城の

受け渡しに立ち会った幕臣戸川平左衛門から渡された郷村帳には、深江組八カ村が消されていた。この八カ村の表高は三千八百石なので、土井氏の七万石は松平氏のそれに比べると、六万六千二百石ということになる。ところが、これまでの拝領高すなわち表高は、いわゆる古高そのもので、元和高は草高あるいは内高と称されていた。この拝領高が、元禄四年から改められて、古高検出時以降、元禄三年（一六九〇）までに開発された新田高が加えられることになった。

唐津領の石高は、大久保氏の時代は八万三千二百二十九石七斗であった。松平氏の時代は、一万三千二百二十九石七斗が幕府領に引き揚げられて、残り七万石となった。松平氏七万石のうち、怡土郡の石高は六千九百六十七石五斗。これから、松平、土井交代時に引き揚げられた三千五百二十三石七斗九升を差し引くと三千四百四十三石七斗一升となる。



土井氏家紋・六ツ柄杓



土井氏家紋・八ツ柄杓

いっぽう、土井氏の拝領高の内訳をみると、(『松尾庄屋文書郷村高帳』)
「肥前国松浦郡

一、高六万六千五百拾五石壹斗七升五合

内 三千四百七拾五石九斗貳升四合 新田

筑前国怡土郡

一、高三千四百八拾四石八斗貳升六合

内 四拾七石八斗六升九合

新田

高都合七万石

怡土郡の高から新田分を差し引くと、三千四百三十六石九斗五升七合となるので、前の計算と六石七斗五升三合違うが、新田高が拝領高に加えられ、本途物成の対象とされたことは、歴史上意味のあることとなった。

土井氏の家系

土井氏の出身は清和源氏という。そこから美濃源氏が生じ土岐氏となって、その庶流に利益の祖は徳川家康の母・お大の方の兄なので、利勝は家康の従弟ということにもなる。

水野信元は、織田信長に属した一宿将であったが天正三年(一五七五)、ざん言されて、信長の怒りをかって殺された。利勝はゆえあって三河国の土居村名主、小左衛門に養われ、土居氏を称した。土居を後に土井と改めた。利勝は少年のころから家康に近侍し、天正七年秀忠の守り役となった。はじめ、下総の小見川で一万石を領したが、慶長十五年(一六一〇)には幕府老中に任ぜられ、同じく下総の佐倉で三万二千四百石を領した。老中の職にあること二十八年、その間たびたび加増され、寛永二年(一六二五)には十四万五千石、同十年には同国古河へ

転封、十六万石の城主となった。

利勝は、寛永十五年幕府の大老に任ぜられ、寛永二十一年(一六四四)七月没するまでその任にあった。利勝は死後、家督は長男の利隆が相続し、兄弟達にもそれぞれ分知して、十三万五千石の古河城主となったが、利隆は病弱だったので、万治二年(一六五九)、長男の利重に家督を譲った。利重も兄弟にそれぞれ分知し、自分は十一万石を相続した。しかし利重は延宝元年(一六七三)十月、二十七歳で没し、嗣子が無いので末弟の利久が養子となって家督を継いだ。ところが利久も延宝三年四月、十歳で死去し、土井家の家系が絶えた。幕府では土井利勝の嫡流が断絶したのを惜しみ、さきに一万石を分知されて独立していた利重の次弟、利久にとっては兄の利益に六万石を加増し、七万石の知行高で古河城主に取り立てた。利益は古河城を相続したのではなく、新規に与えられて城主となったわけである。

利益の通称は小左衛門、寛文二年(一六六二)十二月、周防守に任官、延宝三年五月、古河城主七万石、延宝九年(一六八二)二月、志摩の鳥羽城主、鳥羽在任十一年目にして元禄四年(一六九二)、唐津に転封してきた。

生類憐みの令

土井氏唐津入部のころは「生類憐みの令」実施中で、唐津藩では鷹狩りに使う鷹の餌として、領内から犬を供出させ、その肉を与えていたが、犬の供出は中止となり、また獵に使っていた火縄銃も城に納めさせた。また赤子養育についても「生子殺し候由、不届千万に付き、向後懐胎の女相改め候て、五カ月に相成り候はば、手代衆迄相断るべく、その子自然生殺し候はば、その村庄屋、名頭、五人組立ち会い相改め、いよく生殺しに相極り候はば、その訳注進仕るべき事」と領内に布達させた。(文化十四年・『旧記調』)

また、他領へ出稼ぎにでている男女奉公人のある村は、その出稼ぎが一年きりの契約であれば今年(元禄五年)の暮れには残らず呼び戻し、その節事情を良く聞いて報告せよ、年季の長い者は、明け次第に呼び寄せとも布達した。

注 手代 江戸時代の地方役人。郡代、代官や奉行の下に属して雑務を扱っていた。

二 元禄四年郷村帳

元禄四年（二六九二）の唐津城引き渡しに際し、幕府の上使から郷村帳を渡されたが、この郷村帳には小物成の収納高まで書き込んであった。小物成は米納と銀納に分けられており、米納の分については、その内容が不明だが、銀納については明らかに、漁業その他、農業以外の雑業に対する運上または冥加金の類であった。

注 運上 小物成（雑税）の一つ。商工、漁獵、林業、鉱業、運送業などの営業に従事した者に一定の税率で賦課した。

冥加金 右の営業の認可に対し賦課された租税の一種。一定の税率がない点で運上金と異なる。

唐津領内銀納小物成

当時、米一石が銀四十七匁一分五厘だったから、上納された銀高も、藩の財政にとっては微々たるものであったが、唐津地方での銀銭流通の普及度を考える場合の参考になるものと思われる。

郷村帳によれば、唐津領の銀納小物成は総額三十貫九十匁一分五毛となっている。これを金目でいえば五百十両ほどである。その内訳は、小川島の九貫八十五匁が最高で、このころ捕鯨が盛んだったことが考えられる。ついで馬渡島の一貫九百八十三匁、湊村の一貫三百七十六匁、名古屋村の一貫百五十三匁というように、いずれも漁業に関係ある村で、銀銭の流通に依存する度合が高かったことがわかる。唐津村が四貫二百四十八匁七分二厘七毛と高額なもの、妙見、水主町、新堀が唐津村に含まれているからであった。

元禄十一年の記録（『入野村郷土史の研究』）であるが、当時の漁村における諸運上の実情をみると、イワシ網一帖につき運上銀七匁二分、四人引き網一帖につき銀六匁、沖手操網一帖につき銀三匁五分、サバ釣り一人につき銀五分、ナマコ引き舟一隻につき銀五匁、サワラ鉾一本につき銀三匁、タイ釣り舟一隻につき銀五匁、メバル網

一帖につき銀一匁五分などである。

玄海町内の
銀納小物成
玄海町の区域内でみるとも多額の銀納小物成を上納したのは仮屋村の八百二十九匁。次に多いのが外津浦の百九匁。仮屋村とは大差があった。向島も同様。いずれも漁業の村であったが、値賀川内の石工、有浦、長倉、普恩寺の酒屋か紙漉きなども小物成の対象ではなかったかと推量されるが、その内容は明らかでない。

「元禄四年郷村帳（『松尾庄屋文書』）用字は原文のまま」

普恩寺村

高三百拾五石七斗三升

外米七石六斗二升

銀四十三匁八厘八毛

小物成

向島

高三拾石

外米七斗八升四合

銀七十五匁八分九厘貳毛

小物成

値賀村

高五百六拾八石六斗六升貳合五匁

外米拾四石九斗六升一合

銀拾貳匁四分七厘五毛

小物成

外津浦

高式拾石

^外米式石八斗三升七勺

銀百九匁七分七厘五毛

小物成

平尾村

高百六拾五石五斗式升三合

^外米五石九升六合

銀三匁六分七厘式毛

小物成

浜ノ浦村

高百五拾七石六升九合

^外米四石三斗壹升

銀四匁八厘

小物成

大園村

高百貳拾貳石貳斗六升九合

^外米貳石七斗七升七合

銀四匁八厘

小物成

値賀川内村

高百九拾三石貳斗九升五合

^外米五石六斗七升七合

銀五拾壹匁貳分一厘六毛

小物成

小加倉村

高百貳拾四石四斗

^外米四石貳斗八升貳合

銀三匁五分三厘六毛

小物成

飯屋村

高七拾五石六斗六合

^外米壹石五斗五升六合

銀八百貳拾九匁一厘七毛

小物成

石田村

高百六拾貳石壹斗四升五合

^外米三石九斗五合

銀四匁八厘

小物成

有浦村

高九百四拾八石貳合

^外米貳拾貳石六斗八升壹合

銀八拾四匁五分八厘三毛

小物成

長倉村

高式百八拾八石五斗式升式合

^外米四石六斗壹升三合

小物成

銀四拾三匁三分式厘式毛

栗木村

高五拾八石七斗五升八合

^外米式石五斗四升五合

小物成

銀式匁四分六厘五毛

牟形村

高百五拾五石一斗三升式合

^外米三石式斗六合

小物成

銀拾匁九厘四毛

諸浦村

高式百七拾三石八斗八升四合

^外米七石四斗三合

小物成

銀五匁一厘五毛

藤平村

高四拾壹石七斗九升壹合

三 定免制の定着

前代松平氏の時代、村方は、北方、南西目（南西方）、川上り（松浦川筋）、怡土郡の四代官区域に分けられていたが、土井氏になってからは北方、川上り、草野の三区域に編成替えされた。元禄四年（一六九二）八月、領中三手永の大庄屋が会所に集められて、今年の御免、すなわち年貢の賦課率は去年同様とする旨、申し渡された。去

^外米壹石九斗三合
銀壹匁八分七厘

小物成

田代村

高八拾七石八斗七升

^外米三石九斗八合

小物成

銀三匁五分式厘

座川内村

高九拾壹石四斗三升四合

^外米式石三斗八升式合

小物成

銀式匁式分五厘

湯ノ尾村

高五拾九石五斗七升七合

^外米壹石六斗壹升壹合

小物成

銀壹匁五分七厘

年は干害で作柄は良くなかったが、今年作柄も相応に良いので、精を出して年貢皆済するよう指示され、過去にさかのぼって八年分の免状^{めんじょう}写しを差し出すようにも命じられた。(『旧記調』「岸田文書」)

翌五年正月には、郡中寄り合つて種子米二千四百七石八斗二升二合の拝借願いが出された。それほどこの四年の年も、藩がいうようには作柄は良くなかった。五年九月には大検見が願い出され、代官以下十二人が村々に出たが、その結果は明らかでない。

注 村方^{むらかた}＝山方とか浜方に対する用語。農業を中心とする村落をさす。

手永^{てなが}＝江戸時代使われた地方行政区画のこと。代官の管轄区域。

免状^{めんじょう}＝年貢割付状。

種子米借用^{たねこめかひよう}＝その年に必要な種モミが、不作のため用意出来ないために、藩に願い出て借用すること。

定免嘆願

総じて土井氏が入部した初めのころは、年々の御免は高く、特に元禄八年は非常な凶作で、農民の難儀は並み大抵ではなかったようだ。多数の「つぶれ百姓」が出た。同年の末には多くの田地が放置され、手入れもされずに荒れ果てる状態が領内各所でみられた。

大久保氏や松平氏の時代にも、これに匹敵する凶作が何度かあったが、藩の救済策が良かったために、これほどの荒れようではなかった。

元禄九年二月、領中の大、小庄屋、総百姓の名で、過去十三カ年の年貢を平均して、定免とされるよう嘆願書が出された。すなわち作柄のいかんにかかわらず、一定の年貢率で年貢米を上納したいと願い出たわけである。

このような願いが農民側から出されたということは、年貢率が高く、年貢の高も大き過ぎて農民が難儀したからではなく、年貢率がその年々の作柄や、その他の理由で変動すれば、せつかく収穫があつても余すところなく

藩から取り上げられることに不満が生じたためで、農民側からいえば、年貢率が一定すれば、努力次第で剰余が生まれ、生産力が増進し、生活も向上させ得るという自信が生じたからだと考えられる。

定免の願いはさしたる困難もなく実現し、三月末には、

一 覚

一、今度申し付け候土免^{どめん}の儀、村々惣百姓勝手に罷成^{まが}り候旨、願いに付て、天和三亥年^{てんわさんがい}より酉年迄^{とり}(二六八三〜九

三) 拾壹ヶ年取り米を平均し、当子^{まが}(元禄九年)より来る寅迄^{とら}の三ヶ年(二六九六〜九八)の内、土免に願いの

通り申し付け候、……(以下略) (『松尾庄屋文書』)

と、通達され、またこの年の免状末尾には

「もし右三ヶ年の内、旱害水損風損虫入りなどにて、高百石に付き高五石迄の損毛の儀は願いの通り百姓弁(百姓の負担)と致し、高百石に付き高五石に過ぎ候損毛は検見の上、有り体に申し付くべく……」

とあつて、一般にいわれる定免とは少し違う面があつた。すなわち免税率に重点はなく、年貢米の量そのものを一定させるということのようだが、「土免」の文字に疑問がないでもない。

『松浦郡談』(水野時代に書かれた地方説明書)に「土免の事」という項目があり、次のような内容が記されている。

「唐津領前々より秋毛見取りの所にて、定免と申す事は御座無く候。松平和泉守様御代迄は検見見取りにて御座候。土井様に相成り候とも右の通りに御座候。宝永一正徳(一七〇四〜一六)の時分、御領分豊年相続き申し候時分より願免^{ねがひめん}と申す事はじまり、願いの通り仰せ付けられ候。もつとも不作の年は毛見御願い申し上げ来り候処、二十四、五年以前より一ヶ年限り春免仰せ付けられ候。已後^{いご}二、三年限りの土免初まり、只今^{ただ}の通りに相成候。尤も不作の村方、土免に取り合わせ申し候節は、御検見御願い申し上げ、願いの通り仰せ付けられ、

立毛見取りに相成り申し候。」

以上の内容には、年代上の誤りもあるが、寛政期（一七八九）の庄屋層の土免についての意見として参考になる。

注 土免 唐津領の場合、村高に対する六公四民か七公三民の取り分のこと、永川成などの分を差し引いた年貢高。

四 土井氏時代の年貢外負担

土井家の江戸詰め中間は、唐津の郷村から夫役の一種として差し出され、給米は藩から支給されていた。その給米の出所は、さきに大久保氏によって始まると伝えられる夫米であり、村々の夫高の一分五厘が年貢徴収の折に加算され、藩の蔵米として収納された。元禄期の唐津領の総夫高は七万七千二百六十七石余であったので、その夫米は千百五十九石にもなった。

中間の給与

江戸詰めの中間は唐津勤めの間と違って、手銭を使うことが多く、また相応の外見も整えねばならず、何かと出費が多いので給米だけでは不足した。そこで添え給金として、領内の村から手当てを出すことになった。

大久保氏のころは、江戸詰めの中間は村々から適格者を順番に差し出したが、松平氏の時代になると唐津から中間を取らず、もっぱら江戸地回りの者を採用した。ところが土井氏の時代になると唐津勤めの間を連れて行って、村方の知らぬ間に江戸詰めとなる者が多く出て、元禄七年には百十六人もの江戸詰め中間がいた。従って添え給金を出すために、唐津領村々が負担する催相銀は大きくなり、その負担に村々は迷惑した。また一年詰めで交代するはずの者が二年三年と勤めることもあって、そのために国元の田地が荒れるなど、不都合が多かった。改めて江戸詰め順番制と一年交代を願ひ出て、そのように実施された。催相銀は夫米同様に、村々の夫高によって割り当てられた。

小笠原氏の時代に、中間の尻抱銭というのが村々から拠出されたが、これは藩の給米が財政不如意で減額されたため、その穴埋めに設けられたものであった。

有浦上から中間に出る

有浦上村に文化五年（一八〇八）、唐津水野藩藩士・古市宅馬の中間となって江戸に出た世戸惣助というのがいた。惣助は中間小頭となり、後に吟味役の手代となって苗字帯刀を許された、同十二年まで七年勤めた。藩主水野忠光から忠邦の時代だった。

伐柵賃米、船役米など、これまで米納で仕切っていた勘定を、土井氏になって、銀納で仕切るように改めたが、これも願ひによって従前どおりの米納で済ませることにした。藩が銀納を要求したのは、通貨流通の普及によるものだった。

庄屋、農民の家居根山は、前代までは切手なしで自由に切り出していたが、土井氏になってからは浦山奉行の切手をもらい受けて切り出してよいことになった。いっぽう藩当局は勝手に御用竹木として切り出していたが、村方の要求で帳面に登録された御用木以外は自由に切られぬことになった。

注 中間 仲間とも書く。折助ともいう。武士の下僕、雑卒のこと。足軽と小者の間に位置した。

催相銀 催合銀とも書く。江戸詰め中間に、給米とは別口で給せられた助成金、添え給金のこと。

尻抱銭 唐津藩の諸役の一つ。中間、郷夫などの人夫役を銭で代納したもの。

伐柵賃米 山切り人夫賃米のこと。

切手 証明書のこと。

五 郡奉行奥清兵衛のこと

唐津藩土井氏初代藩主利益時代に、名奉行、または唐津民間塾の先達として知られている奥清兵衛正命という

人がいた。生地は近江国蒲生郡小口村。東近江に属したので東江と号した。幼くして京都に遊学、岸通元法印に医を学び、後に西村理斎など京都の諸儒者について経伝群書を修めた。

当時、鳥羽を領していた土井氏の家老・小杉長兵衛に見出され、土井氏の家中として招かれた。

清兵衛は貞享二年（一六八五）、四十六歳のとき、土井氏の儒医として百五十石を受け、奥春庵の名で勤めることになった。医師には本道医ほんどういとか外療医、針医などがあるが、儒医の場合は医よりも儒に重点が置かれ、実質的には儒官または儒者といえるもので、大名家には儒者という職名はなじみが薄く、医師として士席に連なることが許されていた。

注 本道医は漢方における内科医のこと。

元禄七年（一六九四）、春庵は儒医の席から長崎聞役に移り、五十石を増加されて二百石となった。長崎聞役は物頭席から勤めるもので、長崎の唐津藩邸に常駐し、幕府の長崎奉行や、佐賀、福岡両藩の長崎警備責任者と連携を密にする役であった。元禄九年、転じて郡奉行となる。清兵衛の郡奉行勤めは二年ほどで、元禄十一年には利益の嫡子利実付の用人として江戸に引越し、元禄十四年、隠居して家督を嫡男の正尹に譲った。

名奉行ぶり

郡奉行としての事績に、名護屋の民俗を改めて生産を奨励、郷民の信頼を得た。放火魔を諭し、囚人はその非を悟り涙を流して白状したので上司に乞い、その父と弟を刑死から救った。また蔵米数千俵を出して飢民を救った。などがあり、領民に大変親しまれた名郡奉行であったという。

元禄十年の秋は凶作で、飢民が領内にまん延するおそれがあった。そのため藩の蔵米三千俵が緊急に村方へ放出されたが、その内訳は庄屋へ二百九十俵、一般農民に二千十俵、御救米として農民、無足人に七百俵が渡された。このことが、唐津領における御救米の起源ともいわれた。

民間塾の先達

奥清兵衛は、また唐津民間塾の先達としても知られている。民間塾の学統を「奥流の学」と称し、少年の日に清兵衛に接して親しくその教えをうけた吉武法命によって、領内各地の塾師に伝えられた。法命はまた青年期を三宅尚奇の門下としても過ごしていた。

清兵衛は宝永元年（一七〇四）、六十五歳で没した。家督二百石を継いだ与太夫正尹は後に五十石を増加されて江戸勤めの用人となった。用人は番頭に次ぐ重職。清兵衛の二男清紀は近江小口村の奥家を継いだ。

六 利益の死と利実の襲封

利益は、鳥羽城時代の天和三年から元禄十年（一六八三―一六九七）まで、幕府の奏者番を勤め、宝永五年（一七〇八）には従四位下に叙せられるが、正徳三年（一七一三）五月二十五日、六十四歳で死去した。唐津城主にあること二十二年。

この時代は一般に元禄時代と呼ばれて、都市の活発な商業活動と、農村の生産力発展は幕府、諸藩の封建的な米中心の経済支配を困難にし、ひいては財政的に窮乏に陥り、商人資

本との不明朗な癒着が取りざたされた。また金銀貨幣の改鑄を行い、その品位を大幅に引き下げて差額を収益とした。いっぽう農村では、田畑の永代売買禁止という幕府の大法が崩れて、田畑が裕福な者のところへ集まり、土地を持たない「水のみ百姓」が増えていった。

唐津藩の元禄時代には、世にいう「元禄時代」の活気を見出すような有力な史料は見当たらない。逆に正徳二年（一七二二）五月、土井家家中に借米が命ぜられ、百石に付き米十俵ずつ六カ年の借り上げと、厳重な儉約令が出された。享保二年（一七一七）三月には家中渡しものなりの物成が、四ツ四分から四ツ（割）に引き下げられた。これを石高百石の侍の場合に想定すると、物成は四十石であり、その内から米十俵が差し引かれた。扶持方ひちは二十人扶

持の侍で、十年の間一割引きとされた。

田地の売買禁止の覚え

田地の売買についても享保元年（一七一六）九月には地方係りの役人に対し、郷中における田地売買の取り次ぎを厳しく禁じており、享保七年六月には郷中への「覚」（土井家史

料・『鷹見文書』）として、

「今度公儀よりの仰せ出され候質地格法、御書面の趣、御領分の者ども金銀米借方利合、先年仰せ出され候通り高利なきは勿論、田地一毛売り、質地等は右御定法に準じ、借方の者難儀仕らず、貸方も相応の利得ある様に仕るべく候。高利に借り掛け、その滞りを、拔地高引等の非分の仕方を以てするに於ては、十分吟味を遂げ、相聞き次第その所の庄屋、尤もその当人ともに、急度曲事に仰せ付けらるべく候。双方相立ち候様に、常づね大庄屋、庄屋、名頭念を入れ取り計らい申すべく候。

（享保七年）
寅六月九日

質地格法とは、享保六年十二月に出された「流地禁止令」のことである。この法令により、各地で質地取り戻しの騒動が続発した。

注 物成＝収穫、年貢のこと。ここでは藩士に対する俸禄米手取りのこと。

拔地高引＝田畑の高を少なくすること。

質地＝金銭貸借のさいに担保に入れた田畑・屋敷地のこと。

曲事＝くせごとともいう。罰すること。または道理にそむくこと。の意。

流地＝流質のこと。近世では主に不動産に対して行われた。

利実のお国入り

土井唐津二代目の大炊頭利実は利益の長男で、当時十七歳。正徳三年（一七一三）七月十二日、

唐津城主七万石の家督を相続し、翌四年五月二十八日、初のお国入りを果たした。利実の時代は「享保の改革」
「享保の飢饉」の時代。紀州徳川家の吉宗が八代將軍に就任したのは享保元年（一七一六）のこと。「権現様御定め」の通り」を信条に、元禄以来の弊政の改革に当たった。

七 享保の改革

享保の改革は、元禄以来の弊政によって生じた財政の困難を克服するための政治であった。元禄以来の弊政がわが唐津領でいかに行われたか、具体的なことは分らないが、一国の規模でいえば、幕閣の柳沢吉保や勘定奉行の萩原重秀が行なった積極かつ放漫な商人資本偏重の政策は、江戸参勤や江戸藩邸を通じて、経験的に諸藩に影響を与え、また幕府の政策に対する諸藩の反応を促進した。すなわち、江戸の物価が高騰すれば、諸藩の支出も増加して、財政に赤字を生じた。赤字を埋めるためには国元での収入を増やさねばならないので、新たに運上金を賦課するか、年貢米を増徴することになった。

唐津藩の享保改革

幕府の享保改革は、財政の緊縮と武断主義で低下した幕府の権威を補強し、土地売買の禁止、新田開発の奨励、定免制の実施、年貢の増徴などによって、財政と権力の安定を計っていた。唐津藩の享保改革は、享保七年（一七二二）六月、領内の郷中に布達された次の「覚」（『鷹見文書』）によって、その方針が示された。

「 覚

一、耕作いよいよ出精致すべし、併びに村の内、田地水漬り、または日焼等年々損毛ある所、或は荒地に年々土溜り、起帰り申すべき場あらば、油断なく申し出ずべし。尤も、その所に力及ばぬ儀も、是又申し出ずべし。吟味の上申し付くべし。併びに成毛等の儀は百姓難儀これなき様に、何れにも申し付くべく候。荒地起

歸り等の儀は、地味覚束なく存じ、捨て置き候もこれある哉、その段は年功相延べ、新田の例に准じ申し付くべく候。且つ又一毛畑は力次第に類地を見立て致すべし。三、四年も過ぎ相続いたすべき場所は、前々の通り申し出で名請け致すべき事。

付 百姓屋、家敷所を替え、田地等に仕り候儀は是又願ひ次第に吟味を遂げ、申し付くべく候。

一、不作の節は見分の上、その所相応に、段々御用捨等相立て、年柄により損亡強き節は何とぞ難儀に及ばぬ様にと、拝借米、御救米等これあり、その節は村々庄屋ども百姓の強弱を相改め、廉直に割り付け遣わし候はば、相応に取り続き申すべく、所々質地等の類これあり候はば、所により割り付けに甲乙不相応の仕方これあり候故に、取り続き申すべき者も難儀の様に相聞け、その上、惣て不相応の暮方または内々にて綺麗の奢ケ間敷儀これあり、無用の費多く候故に、段々と、持ち来り候田地を取り失ひ候様に成り行き候事、畢竟平日の心掛け油断ある故に斯の如き至りに候間、いまよりは男女ともに家事に出精致すべく候。且つ又、割り方等の儀、随分吟味を遂げ、甲乙これなき様に割り符仕るべき事。

一、前々に仰せ付けられ候通り、村々無足人多く、当時華を好み、風俗も宜しからず候間、随分耕作に心を付け、大切に相勤め候様に致すべく候。今よりは百姓の助けに成り候様に無足人より相応の役等、庄屋了簡を以て申し付くべく候。若し不吟味にて明地等多くこれあり候はば、急度御詮議を遂げられるべき事。

付、たとえ分限宜しき無足人たり共、百姓より下に取り扱うべき事。

一、公役は念を入れ、大切に相応得、諸色納物等耕作の間を考え、手間費えなく、その最寄りにより船にて積み送り然るべき品は、近郷庄屋申し合ひ、相納むべく候。役々の請け取り方、滞りなき様に申し付くべく候。付、御家中調物、その所にこれある品は、手間これなき様に用事を相達すべく候。尤も、代銭は現銀にて

請け取り、たとえ役人より申し遣わし候とも、所にこれなき品は断り申すべく候。且つ又前々より代物滞りこれあり候はば、支配々々へ申し出さずべく候事。

一、御立山林併びに村山、常々心掛け、場所を見立て、何なりとも仕立て申すべく候。出精の者へは御褒美下さるべく候事。

付、家居根山林の内、田畑家居等に障り申す木これあらば、たとえ御用木たりとも、山方へ相断り、勝手次第に伐り取り申すべく候事。

(以下六カ条略)

一、新金銀通行改まり候うえ、貸し方利合ひの儀、慶長金銀通用の節の通り相応得、取り遣わし仕るべく候事。右の条々、大庄屋、小庄屋立ち合ひ、末々迄委しく申し含め、急度相守るべき者也。

享保七年
寅六月九日

注 損毛 農作物の収穫減少のこと。損亡とも書く。

起帰り 復旧工事のこと。

成毛 作物の出来具合。

年功 年来の功勞。骨折り、世話。

無足人 蔵米扶持など受ける軽輩の士。

明地 上屋敷(犯罪者から没収した宅地屋敷)のこと。ここでは空き地のこと。

調物 調度品その他家庭で必要な品物。

幕府の享保改革は、一定の成果を挙げたが、唐津藩の場合は次の「覚書」(「鷹見文書」)にみられる通り、享保十

四、五年（一七二九—三〇）は不作で、農民の間に藩の政策に対する不満が危機的状況にまで高まっていた。

「 覚

- 一、当年の御取毛、当秋見分の上、相定むべき事。
- 一、当春、農具等町へ持ち出し、不相応の願ひ致し候村の大庄屋、小庄屋不届至極に候。庄屋役取り上げ、急度申し付くべく候え共、御憐愍を以て、先ず此度は差し免ぜられ候え共、勤め方悪敷き庄屋これあり候はば、差し当たり咎は申すに及ばず、当春の旧悪ともに御詮議の上急度仰せ付けらるべく候事。
- 一、石志村庄屋不相応の願ひ仕り候に付き、閉門申し付くべき事。
- 一、農具持ち出し候村の名頭共、咎の軽重次第に入百姓、又は役儀取り揚げ申すべく候事。
- 一、酉、戌年番の大庄屋共、取り計い悪敷候に付き、急度仰せ付けられるべく候え共、御宥免を以て遠慮仰せ付けられ候事。
- 一、借銀利足（利息）、兼ねて御定めを通り相守るべく候。高利に借り、百姓難儀に及び、納米の障りに相成り候儀これあるに於いては、庄屋、次に名頭急度曲事に申し付くべき事。
- 一、村々に於いて狂言、操りの類、弄び候ては農業の障りに成り、その上彼是物入りこれあるべく候。今よりは急度相慎み申すべく候。尤も郷方役人より密々に承るべく、若し用いざる庄屋これあるに於いては早速申し立て、御詮議を遂ぐべき事。
- 一、大庄屋、小庄屋婚礼の服等の時節、随分軽く仕るべく候。尤も村夫みだりに遣うべからず、百姓へ割かけ物相慎み申すべく候。惣て奢りがましき儀、相聞け候はば、急度申し付くべき事。

（享保十五年）
戊二月

注 享保改革は八代將軍徳川吉宗が在職中に行つた政策の総称。寛政、天保の改革とあわせて、江戸幕府の三大改革と称せられている。

取毛 田畑の收穫高のこと。

急度 屹度とも書く。必ず、厳しくの意。

入百姓 移住させて荒地などの耕作に当たさせた農民のこと。

また、藩自体としても

「数年御不勝手の処、近年御領内損毛、その上米価下直、いよいよ御不如意至極、何れも存知の通り江戸、大坂、唐津に於いて御多借に及ばれ候。此以後、御取り続き成らざるに於いては、公辺の御勤めを欠き、大切の事に候。尤も下々なお以て相立ち難く……」

といった状態であり、享保十六年（一七三二）三月には、家中の俸禄も百石以上、二十人扶持以上二割引き、八十石は十石引き、十五人扶持は一人扶持引きとなった。享保二十年（一七三五）には、「御家中不勝手の面々、取り続き成り難き由を申し寄り、申し合せて願ひを申すべしと、徒党がましき風説」が市中に流れた。

注 不勝手 財政不足。

下直 下落。

八 享保の飢きん

享保十七年（一七三二）は、夏からウンカが異状発生し、秋になつても九分九厘までが収穫不能となり、飢きんに陥る者が、唐津領で四千五百人に達した。この飢きんは西国一円を襲つたもので、そのための餓死者を、佐賀藩は八万人、福岡藩は十万人と称している。わが唐津藩の餓死者がどのくらいあったのか不明だが、最少の犠牲

者で事態を乗り切ったことを、土井氏は誇りにした。

藩主自ら救援に立つ

七年十月五日付の、土井の家中に対する御沙汰書（『鷹見文書』）に、

「当年中、郷中損毛の儀は存知の通り。これにより、先達て皆共へ内意申し渡し候とおりに候間、家中の面々も難儀いたすべく候えども、随分取り続き候様に致すべく候。併し、此以後は調達もこれなく候えば、心底に任せぬ儀もこれあるべく候。その段は上下一同の儀に候間、兎角何分にも取り続き候はば、満足たるべく候。」と、藩当局もお手上げの状態であった。時の領主土井利実の業績として、『古河市史』に次のような記事がある。「百姓の困苦その極に達し、唯死を待つのみ。この時利実大いにこれを憂へ、かくの如き大災は誠に国病なりと仰せありて、自ら粥と塩とを召させられ、民の父母たる人の、ことを救はざれば国絶えん。さすれば公儀への御奉公をも相立たずとて、倉庫を開き貯蓄の米を以て粥を作り、窮民に恵まれたり。然れども、唯このみにては不足なりければ、遂に宝庫を開き、金銀は勿論、利勝以来の什宝までも上方町人の手に渡し、米穀に替え、船に積み唐津に廻送せしめたり。されどその途中さわることありて、予定の如く迅速にいかざりければ、既に貯米殆ど尽き、僅かに藩士を三、四日養うにも足らざるに至れり。猶数日の遅延あらんか、藩士も百姓と共に餓死せざるべからざるの悲境に陥れり。利実毎日城の櫓に登りて、米や来ると海の彼方をみつめられしと。利実の心痛如何ばかりなりけん。然るに天この仁君を助けて、貯米今や尽きんとする時に際し、船は無事に入港せり。この時の士一般の喜び如何ならん。かくの如く急を救はれければ、他藩は淺間しき様なるに反し、領内餓死するもの甚だ少く、何れも高大なる恩沢に感泣せざるものなし……と。」

後年、宝暦年中（一七五一―一七六四）土井氏転封の風説が立って、領民の間に転封ひきとめの運動が起きたが、その折の嘆願書に、享保飢きんに際しての藩の措置を、ひきとめの根拠にしていた。

粥の配給

ところで享保十八年（一七三三）正月には、唐津・海士町の無量軒で飢えた人への粥の炊き出しが行われたが、その内容は、白米一升に水六升の割りで炊き、飢え人一人一日飯わんに三杯あての配給だった。さすれば白米三升で三十人分の一日の量。一俵（三斗入り）で三百人分。この計算でいくと米二百石は俵にして六百俵余となるので、これだけあれば、藩内の飢え人四千五百人としても、四十日分の救いとなったのだ。享保の飢きんで唐津領に餓死者が少なかったのは、このほかに比較的畑が多いこと、海浜に近く魚貝、海藻の利があったこと、特に救荒作物としてのサツマイモが享保の初めごろから植え付けられていたことなどであった。

九 新田の開発

藩政の初期、田畑の広さ、生産見積りの大きさが大名の家格にも影響したので、諸大名は競って新田畑の開発に力を入れた。

わが唐津藩でも慶長年間から元和年間（一五九六―一六二四）にかけて田畑の開発が進められた。松浦川筋の主要部分は元和検地以前の開発。現在の川筋に沿った鏡の塩屋、大渡、川越の新田、和多田の新田、有浦川口の新田、黒川の塩屋新田などは元和以降の開発。怡土郡福吉村、深江村、加布里においても開拓、埋築工事が進められた。

その後、大名の家格も定まり、国内が安定に向かうと、藩内の支配体制の強化と年貢収取の徹底が治政の重点となつてゆき、そのための新田開発がさらに進められていった。財政の危機が叫ばれるようになる元禄期以降は特に開発が強く進められていた。

唐津の場合、大規模な新田開発は地理的に不可能なため、小規模の開発が多かった。例えば谷が落ち込むリア

ス式海岸の狭小な入り江の埋め立て干拓。山間の小盆地、傾斜地に小堤防を設けて新地を開くなどの類。なかでも、比較的規模が大きいのが、伊万里湾に臨んだ辻村の馬蛤潟新田と煤屋村の灰の浦新田であった。

馬蛤潟新田については、『新田思召立覚帳』（『伊万里市史』）により、その経過が知られる。その記録によると、『宝永三年（一七〇六）十一月十一日、唐津の城下から石船が回送され、船水主は浦々から五十人が徴用されて、辻村の内に小屋掛し、十二月から仕事にかかり、近くの海岸から石を運搬して、馬蛤潟の締め切り口に捨石し、潮止め堤防の基礎造りを始めた。また、柚人夫十人が中園山に入って小屋掛け用の材木や、作業用の材木を切り出し、大工十人かかりで、二間に八間の小屋五軒を建て、郡中から交代で一日五百から八百人の人夫を動員して土取り、土運搬に仕役した。締め切りの大堤が完成、内堤もだんだんに造成して、一応工事が完了したのは翌四年（一七〇七）三月。地味が熟して、藩役人による検地が済んだのが翌年の宝永五年三月であった。開発された土地は、田二十一町八反三畝十二歩半、畑一反九畝九歩。石高で四百九十七石九斗一升だった。石盛の平均は二石二斗八升余となる……』と。

注 柚人夫＝木切り人夫。

煤屋村の灰の浦新田については、その経過は明らかでないが、断片的な史料では、『灰の浦新田普請人足割帳、宝永元年』として、

「人数壹万六千七百七拾壹人

越夫四千四百四拾九人 越夫割

残壹万式千三百式拾三人

此内壹万七百人 役人

五百五拾八人 浦水主役

六拾四人 諸舟水主役

とある。越夫とは、他組からの夫役徴用をいい、組内の夫役高で不足の場合、他組から応援した。役人とあるのは夫役を勤める一般農民のことで、古くは役屋ともいった。

注 役屋＝夫役を負担する農民の総称。一人前の夫役を本役屋、半人役のものを半役屋という。

有浦新田造成工事については次の大串新田工事とともに詳しく後記するが、時代が下った嘉永元年（一八四八）から慶応四年（一八六八）にかけて書かれた『御普請願一件帳』によると、

「当村の儀慶長年中より寺沢志摩守様新田御見立てに付き、字瀧ノ下海辺へ大石御座候を、汐の満干を段々御試し遊ばされ、それより大囲い取り掛かり、隣村石田村、飯屋村、牟形村の内より土石等御取り遊ばされ、御築き立て十八ヶ年目に御成就に相成り候旨申し伝え候。元和九年（一六三三）十月より銭亀坂より御検地、其の後寛永四年（一六二七）より同十年迄本途の分御検地相済み……」

とあり、工事の進行状況は前記馬蛤潟新田造成の記録とほぼ同じであったろうし、また新田普請人足割りでも前記の煤屋村灰の浦新田と同じように、越夫徴用もあつただろうと推測される。有浦新田の造成総面積は二十八町一反二畝七歩と記されている。



嘉永元年(1848)から書きはじめた有浦新田復旧工事の記録帳

牟形村の大串新田は時代が下がるが、土井氏時代の宝暦年間（一七五一）の開発である。開発者は横竹村相続庄屋家の伊藤祐久。寛延三年（一七五〇）、時の藩主・土井利里の命を受けて大串新田造成にかかった（『伊藤庄屋家文書』）。祐久は横竹村内の殿ノ浦で商業に従事しながら新田造成を進めていった。

大串新田はいわゆる町人事業の新田で、唐津領ではその例が少ない。大串新田の畝数は六町九反七畝九歩半、村高は百四石三斗一升三合、平均石盛は一石四斗九升六合余であった。

土井氏の時代を通じての、新田高は二千三十八石九斗八升一合である。平均石盛を二石として、畝数百二町歩の新田が造成されたとになった。

さらに、はつきりした記録はないが、普恩寺の池田新田も寺沢広高時代の造成と伝えられ、また座川内水田も、座川の水流に目をつけた寺沢広高が、井堰を造って盆地に開発したものと伝えられている。寛永七年（一六三〇）高帳に三石九斗と出ている。

十 藩校盈科堂と民間塾

藩校の始まり

儒学の教習を職務とする儒者が各藩の職制に現われるようになるのは一般に元禄以降のようだが、唐津藩の場合は正徳五年（一七一五）四月、崎門派の稲葉迂斎が儒者として二十人扶持で召し抱えられ、江戸藩邸に住んだ。土井氏の家中は、利勝以来尚武の気風が強かったが、唐津初代の利益は学問好きで、

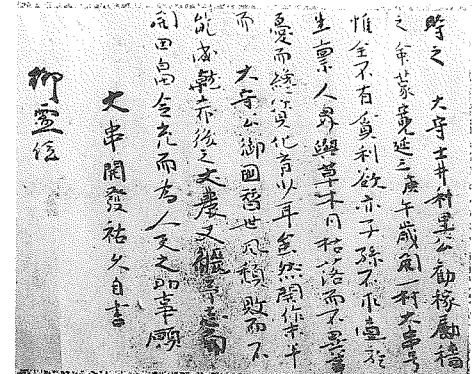
山崎闇斎門下の佐藤直方を時々藩邸に招いてその講釈を聴いた。直方は享保四年（一七一九）唐津藩邸で講釈中に倒れ、翌日死亡した。

稲葉迂斎は直方の高弟であり、直方の推薦で土井氏に仕えた。迂斎は直方の没後、江戸崎門派の中心と仰がれ、晩年は江戸在住の諸侯で弟子の礼をとる者も多かったという。

享保の改革では、土民が奢侈遊惰の風に染まるのを矯正するため学問の普及が計られたが、唐津藩では享保九年（一七二四）二月、盈科堂と称する藩校を城内二の丸の、滝俊蔵の屋敷跡に設けて、江戸から稲葉迂斎、合田忠蔵の二人を呼び寄せ、経書の会読、講釈が行われた。迂斎は正式の藩儒といえるが、忠蔵はどのような身分であったか明らかでない。

盈科という校名の出典は、孟子の語「流水之為物也、不盈科不行、君子之志於道也、不成章不达、」（流水の物たる、科に盈たざれば行かず、君子の道に志すや、章を成さざれば達せず）による。

迂斎、忠蔵がいつごろまで唐津にいたのかも明らかでない。享保十三年（一七二八）六月には味池茂平が講釈に出ている。茂平の唐津滞在は永かったようだ。忠蔵は元文五年（一七四〇）七月、再び唐津に came。二十人扶持給人格で出仕したが、翌寛保元年正月には使番となって新たに二百石が与えられた。身辺を飾らず、さらには荒々しい風もあったので、若年の藩公利延は、儒者らしからぬ彼に興味を持ち、厚遇した。忠蔵は政治向きのことにも意見を述べ、藩公に



大串新田の命をこうむり大串（大串新田）村を開き…と、伊藤祐久自書の干拓工事成就の祈念書（伊藤家文書）



唐津土井藩藩学盈科堂の額（土井利里は唐津から下総古河城に転封のとき、盈科堂も古河に移し、藩教育を盛んにした。額の字は土井利実の自筆という）

進言して用いられることも多かったが、藩士のなかには、忠蔵の言行はでたらめだとして嫌う者も多く、追放を訴える声が高くなった。利延もこれは放置もできず、忠蔵の師である迂斉にこのことを告げた。迂斉の返事は、「人に君たる者は黜陟褒貶に心しなければならぬ。忠蔵は政治を任するに足らずといえども、これを用ひんとすることも不明というべきである。且つ出仕してから日浅く、今これを追わんとするのも過酷に過ると思われる。それに、罰する程の罪科があるわけでもないではないか」と。(『古河市史料』別巻)

そうしたことで、忠蔵追放はしばらくさやみとなったが、寛保三年(一七四三)七月、暇を出されて、土井氏家中の士籍を失った。翌四年(延享と改元)七月には、利延が死亡し、延享二年(一七四五)には、稲葉迂斉も土井家を辞して、若狭の小浜藩に赴いた。盈科堂には金沢修軒と称する儒者が五人扶持で出仕し、講釈をしていたが、迂斉の退任は藩校における崎門派の総撤退にもつながった。

延享三年、迂斉の退任直後に、新藩主の利里によりて原双柱が医師として土井家に出仕したが、宝暦十一年(一七六二)、改めて儒者に任ぜられた。双柱は伊藤東涯に学んだ古学派の儒者だった。

民間塾の始まり

唐津における民間塾の開祖は吉武法命である。土井藩家老・吉武九郎右衛門の次男に生まれ、少年のころに百石の知行を分与されて学問に専念し、諸所に遊学、正徳四年(一七一四)二十九歳で帰藩し代官に任ぜられた。当時藩校の設備も儒者の制度もなかったので、一代官として出仕し、余暇として自宅に家塾を開いた。享和二年(一八〇二)法命は藩公に対し己の師三宅尚斉をお抱え儒者として採用方願ったが、尚斉の方から断られた。享保五年(一七二〇)代官を免ぜられ、無役の大番組に入ったが、同九年には呼子定番の命を受け、同十一年には目付に任ぜられて二十石の役料を受けた。同十三年には船奉行に転じ、在勤中は利実の要請で盈科堂に出講したことも再三あった。

法命の学識については藩当局も承知していたが、崎門派に属する佐藤直方、稲葉迂斉の学統と三宅尚斉の学統に属する法命とでは、なじみ難いものがあったと思われ、また儒者は医師と同様士分に準じるものの下級に位置することもあって、盈科堂の儒員とするのはためらいもあったものと思われる。

享保十五年御役御免で再び無役の大番組へ戻り、同十七年隠居を願い出て許された。隠居時四十七歳。下屋敷を山田村に願って許され、在村の庄屋たちを対象に教育活動に専念した。

十一 利延の襲封

土井利延

利実は元文元年(一七三〇)十一月二十六日、江戸藩邸で没した。享年四十七歳。嫡子の備前守利武は病のために父に先だち享保十七年(一七三三)に没していたので、同族の幕府旗本五千石で寄合席にいた土井備前守利清の長子・弁之助利延を急ぎ養子にした。当時、利延は十四歳だったが幕府には十七歳と届け、十二月二十七日に唐津城七万石の家督を相続した。翌元文二年(一七三七)正月、初めて將軍吉宗に御目見えを許された。この年の五月三日江戸に大火があって、東叡山の本坊が類焼したが、この時、立花、牧野、松平の大手組火消しに加わって、若年の利延も人数を率いて消火に努めたので、將軍吉宗から賞詞を賜わった。

お国入りを出迎え

元文二年十二月の定期叙爵で大炊頭を称し、翌年三月就封の許しを得て江戸を発し初のお国入りを果たした。例によって、唐津領の大庄屋三人と町方年寄二人が小倉まで迎えに出向き、同四月十八日唐津領に入った。同五月十一日、新しい領主を迎えて町方の御用達、総町代表が登城、お祝いの鳥目二十貫文を贈った。別に御扶持ちようだいの町人五人からも一貫文あて差し出し、村方からも一日遅れの十二日登城して祝儀を述べ、各組一貫文ずつ計三十二貫文の鳥目を献上した。また別に中川与四郎(呼子村)、名護屋羽右衛門(名古屋村)の二人からも一貫文ずつが差し出された。(『鷹見文書』)

利延の入部に伴う恒例の行事の中で、町方町人の勢力が、ようやく村方より優位になってきていたようだ。当時の城下の御用達町人は次のようであった。

- 「米三十俵 御酒屋
 - 御酒屋市郎兵衛 御刀カチ
 - 三人扶持 高田与左衛門
 - 二人扶持 御使者屋守加助
 - 二人扶持 御研屋庄右衛門
 - 二人扶持 御金具屋甚右衛門
 - 二人扶持 馬喰清左衛門
 - 二人扶持 馬指七右衛門
 - 一人扶持 平野屋藤次左衛門
 - 一人扶持 三室屋一郎左衛門
 - 一人扶持 材木屋新兵衛
 - 一人扶持 材木屋新右衛門
- また「唐津六町人」と称した有力町人には、菊屋儀七、米屋弥平次、柏屋新右衛門、平野屋七郎次、網屋与次兵衛、木屋善左衛門がいた。

大庄屋と同席した中川与四郎、名護屋羽左衛門は鯨組の組元だったようだ。

注 鳥目「錢の別称。穴あき錢の形がガ鳥の目に似ているので、この名がある。

十二 元文の改革

元文（一七三六）から延享（一七四八）にかけて、幕政のうへでは享保改革の手直しの施策が実施された。例えば享保の緊縮に比べて、放漫に近い通貨政策が取り上げられ、質の悪い通貨を数多く造って米価の高騰を計ったり、また年貢増徴のためには、質流れなどで小農民が土地を失い、富裕な地主が増えるのも、ある程度やむをえないなど、商業資本が農民の間に浸透することを認めるような政策がとられた。

唐津藩の場合は、享保の改革とはいつても、事態は緩慢に進んでいたもので、むしろ享保に限定されない、藩政の基本的な問題、たとえば大久保氏以来の諸納物や夫役、または家居根山のことなどが取り上げられた。しかし、いずれにしても享保末には、領内に不穩の気配がみられ、なんらかの改善策が求められるようになったのは当然のことであった。藩の『御用帳抜書』にも、元文四年（一七三九）二月二十三日の項に、「御家中より郷中への誂物あつもの依頼、併なびに百姓家居根山にみだりに立ち入り……」と事情を列挙したうえで、「その他種々の改革あり」と記録している。ここに元文の改革として、取り上げてみる。

元文の改革については、領内の大庄屋が連名で差し出した願書の控えがあるので、その全文を掲げる。（『旧記調』

岸田文書

「未春御願書控

- 一、村山の儀を御林同前に成され候儀、難儀に存じ奉り候。先規の通りに願ひ奉り候。
- 一、山御切手申し請け、御普請材木、納薪その外、家居根迄まで百姓銘々入用の竹木、近年郷御組衆御改め仰せ付けられ、組々は人足費多く成され候て難儀仕り候。先規の通り仰せ付けられ下さるべく候。
- 一、百姓家居根山にて三尺回り以上の木、御切手御願ひ申し上げ候処、近年御切手御出し成られず、杉の儀は

決して御切手御免御座なく候。先格の通り願ひ奉り候。

一、御家中様御家来衆、併びに諸奉公人衆、家居根にて歩行山、薪御伐りにて難儀に存じ奉り候。先年御願ひ申し上げ候処、願ひの通り仰せ付けられ候え共、近年相止み申さず候間、前方の通り仰せ付けられ候様、願ひ奉り候。

一、十人町筋土橋入用材木、家居根にて御伐り成され、持ち届け申し候儀、迷惑に存じ奉り候。先規の通り願ひ奉り候。

一、御家中様御屋敷により、御馬草藁本束にて御取り成され候間、先規の通り願ひ奉り候。

一、御家中様御内用にて御出で成され候節、浦々より小出船御取り成らせ候儀、難儀に存じ奉り候。

一、御焼物土取り人足の儀、日雇い銀下され候様、願ひ奉り候。

一、御中間新麥、部屋入り酒の儀、御相談の上相止み申し候様、願ひ奉り候。

一、御入部の砌申し上げ候儀、迷惑至極に存じ奉り候。子丑(享保一七、八年)以後損毛相続き、御手当て仰せ付けられ候え共、百姓草臥れ、御取毛も減少仕り、恐れ乍ら下々迄難儀に存じ奉り候。然れ共只今の通りにては次第に百姓弱り、就中当春に至り御田地鎮方、我々の了簡に及び申さず候。諸公役、納物左に願ひ奉り候通り仰せ付けなされ下さるべく候。左も御座なく候ては、明地に相成り申さぬ村も百姓相立ち申さず候て、我々取り鎮め候儀成り難く御座候間、御慈悲の上、何分にも百姓相立ち候様、仰せ付けられ下さるべく候。

一、当春越夫、相努め得申さず候に付き、差し置き難き所ばかり、一村一組限り、何卒成るだけ繕い置き候様、水御奉行所へも御願ひ申し上げ候間、此段仰せ立てられ下さるべく候。

一、山方人足、当春相努め申し候儀、難儀に存じ奉り候。御役筋にて御吟味成され下され、夏秋に至り仰せ付けられ候様、願ひ奉り候。若しよんどころなく急御用の分、春中に仰せ付けなされ、人足に応じ夫食、仰せ立てられ下さるべく候。此段山御奉行所へも御断り申し上げ候。

一、御中間御切米、先年に違い減少仰せ付けられ難儀千万に存じ奉り候。先規の通り仰せ付けられ下さるべく候様、願ひ奉り候。今年に至り、仕添え仕り候儀、相成り難く存じ奉り候。併びに、御家中様男女奉公人御切米の儀、先規の通り御増し下され候様、仰せ上げられ下さるべく候。

一、家根葺き日雇い人足、近年仰せ付けられ候て、難儀仕り候間、郷人足御免なされ、先規の通り仰せ付けられ下さるべく候。遠郷は日数三日にて一日の日雇い相努め申し候。又風雨の節は無役に罷り帰り、尚々迷惑仕り候。

一、御家中様諸品御訛え物、先規の通り御銘々直に御調べ成され候様、願ひ奉り候。村々庄屋へ仰せ付けられ候ては、御公役同前になされ、少しの物も人足費、品により有無の御届まで申し上げ、いよ／＼人足費難儀に存じ奉り候。当時申し上げ候はば、朶(枝木)拾式束に付き持ち賃共に文銀壹匁三分下され候。拾式束は三人にて伐り出し、御城下迄三人にて持ち届け、六人入り申し候。ケ様の違い、此の外にも数々御座候。一、御作事その他、諸色御割賦の儀、先年に違い大分の増にて相務め申さず候。諸役筋にて引き合いなされ、先規の通り仰せ付けられ下され候様、存じ奉り候。

一、御種子拝借米、先年も仰せ付けなされ候通り、利足式割になされ下され候はば、有難く存じ奉るべく候。左も御座候はば、毎暮三割あて上納仕るべく候。然らば、六年目に大方元利納め切り候様相成り申し候。

毎度も書き付けお目に掛け候通り、丑(享保十八年)春引き請けた餓死仕り候跡、年々村弁に罷り成り候に付き、願ひ奉り候。

一、飼葉御割賦の儀、先規の通り減少仰せ付けられ下され候様、願ひ奉り候。
一、楮直段御定め仰せ付けられ、是はもと、木物成相加之畑作り申し候は、畑物成仕り候儀に御座候間、先規の通り相對売りに仰せ付けられ、紙直段も先規の通り同前に願ひ奉り候。

元文四年(一七三九) 未二月

鏡組 浜田兵右衛門

横田組 常吉理平次

鹿家組 諸岡甚助

大村組 檜崎勘大夫

平原組 富田理大夫

七山組 市丸儀大夫

五ヶ山組 秀島太惣次

久里組 青木半右衛門

佐志組 松尾吉左衛門

打上組 坂口五兵衛

中里組 森八弥

名古屋組 坂本三郎右衛門

名古屋組 宗田八郎右衛門

今村組 松本勘左衛門

有浦組 日高藤右衛門

山道組 坂本幸右衛門

入野組 大浦藤四郎

切木組 兼竹分太夫

板木組 田代兵左衛門

黒川組 兼竹又平

畑川内組 兼竹五太夫

平野組 米倉佐五郎

神田組 桜井新右衛門

唐津組 桜井甚作

和多田組 麻生理三兵衛

徳須恵組 川添理藤治

井手野組 佐伯清右衛門

馬場組 向李弥

大川野組 竹内三郎右衛門

大川野組 藤田平左衛門

巖木組 江口又右衛門
 牟田部組 徳田佐吉
 注 歩行山^{からざま} 山歩きの出来る山。
 鎮方 手助け方。
 夫食 近世の農民の食料。
 切米 江戸時代、藩の米蔵から家臣に支給された俵禄米。蔵米ともいう。
 文銀 元文中(一七三六)四(一)発行された銀貨のこと。
 作事 普請・建築などのこと。
 村弁 村負担、村支払いのこと。

末尾の大庄屋連名のなかに千々賀組、大野組の名がみえないのは、どうしたことか不明。また当時は大庄屋でも、公式の場所では苗字を称することは出来なかつたはずだが、これは控え書きだから苗字が残っているものと思われる。

文中「子丑以後損毛相続き」とあるのは享保十七、八年以後のこと。また「丑春引き請けた餓死仕り候跡」は、享保の飢きんで死去した者の田地を指す。この種の耕作者不在の田地の年貢は村が負担していた。差し出された願書に対する回答は、二月七日渡されている。願い出後直に返答書が与えられたわけだが、内容は願書の内容をおおかた認め、ただ種子拝借米については「幕府以下諸藩ともに三割の利米なので、三割を取り立てる。これまで二割で済したのは下御救いのためであった」と拒否している。

十三 利延の死と利里の襲封、庄屋の席争い

利里家督相続

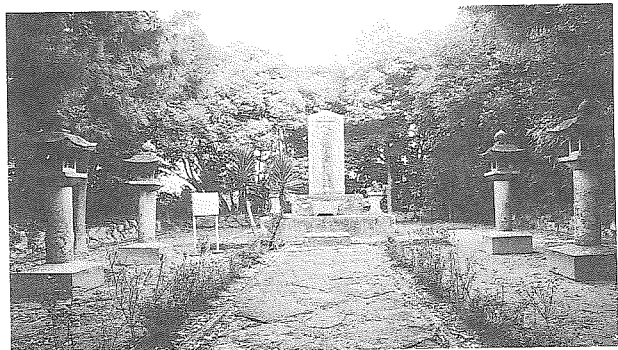
利延は、唐津城主を相続して七年目の延享元年(一七四四)七月十六日、二十二歳の若さで死去した。死因は持病の癩癧^{かんしやく}、あるいは栄養失調という。おくり名は諱了院殿前大倉令寂照湛然大居士。実子が無かつたので、十七日付で急ぎ養子の願いを幕府に差し出し、十八日付で利延の死を届け出た。

利延は、前年の寛保三年(一七四三)五月、参勤のため出府し、この年の四月に帰国、死去当時は唐津在城中だったので、その墓地は神田村の愛宕山とされた。

養子願いや死亡届けが日をおかずに行われたというのは、後の作爲であつて出来るはずがない。

利延の養嗣子になつた利里は利延の実弟で二歳年下である。利里の通称は左門、正式の呼び名は土井左門利里。家督相続の後、延享元年(一七四四)十二月十六日の定期叙爵で大炊頭に任官し、土井大炊頭利里となつた。大炊頭などという大名の官職は実体のない呼称で、いわば大名個人の通称に等しい。

町方、村方の上
 席処遇で問題化
 翌延享二年二月、唐津への初のお国入りを果たすため江戸を出立し、四月一日唐津城に入った。お国入りに際しては、恒例により村方からは大庄屋が、町方からは町人の総代が、豊前小倉まで出迎えに赴いたが、その折の藩の対応が旧慣に反して、町人総代を大庄屋より上席に処遇し



土井大炊頭利延の墓。碑面銘に故唐津城主土井源公之墓とある。(唐津市神田区愛宕山)

たということの後日紛争の種になった。藩側の町人に対する処遇は、元文元年（二七三六）の利延入国の折にも、町人総代を大庄屋よりも先に御目見えの登城を許していたし、その後も藩当局と町方との関係などから、町方に対する大庄屋の不満は増大していたようだ。このような空気もあつてか、またけん制するためにか、延享元年（一七四四）十一月には次のような布達が大、小庄屋に対し出された。（『鷹見文書』）

「御領分の大庄屋ども怠慢の筋につき申し渡すの書

御領分の大庄屋ども、近年苗字を名乗るに付いては、間々了簡いもこれあり、身持ちなども宜しからず、その上近來は寸延びの脇指なども相用い、惣じて奢りがましき様子に相聞け候。支配下へ吟味を遂ぐべきの儀どもも行き届かざる趣に候。それに付いては取り立てなども近來は相残り候村々もこれある儀、別して御境目筋の庄屋どもは、諸事不吟味にこれあり候と相見え、百姓ども迄不埒に相成り、勝負がましき遊びなどの品も取り扱い候様にあら相聞け候。此らの儀は庄屋ども第一に吟味致すべき儀の事に候ところ、その儀これなく、納米勘定などに至る迄遅滞に及び候段、これによって、今よりは聊かも右ていの儀、疎略の聞えこれあるに於いては吟味を遂げ、大庄屋、小庄屋どもにきつと御沙汰及ばしめ候。

子（延享元年）十一月

右の趣、地方末々の役人迄油断なく吟味を遂ぐべきは勿論、心得違いなどこれあるに於いては、その後々迄おちどたるべく候事」

藩当局の村方に対する不信はつきりとしていた。このような状況のもとで村方、町方の席争いは激しくなつていった。このことについて、多久の『御館日記』延享二年（二七四五）四月五日記事には「唐津表にて騒動致し候は、先日大炊頭様御入部の節、小倉に於いて町人頭と大庄屋、御目見え一、二番の争いの末、こと六ヶ敷相成

候趣……」とある。

砂子の席論

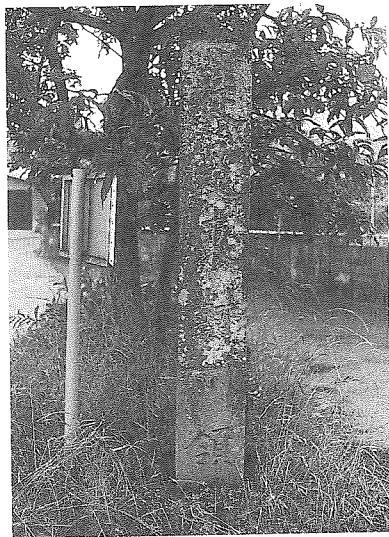
大庄屋、町人総代の席争いは延享二年（二七四五）三月十二日の「町郷大庄屋、年寄ども座席の儀、上座下座の儀」について町方上位が通知されていたことから起きたようだが、このことは前々から前記のような深い根があつたためだとみてよい。

村方の不満にかかわらず町方上席の既定方針で、利里入部に伴う行事が予定された。そこで村方の不満は一気に噴き出し、町方との対決による「砂子（現浜玉町）の席論」で、既得権を奪還しようとするがこれは不成功に終わり、ついに実力に訴えて「町方からは品物を買わない」「町方の尿尿は汲み取らない」「村方上席を認めぬなら、村方は総勢して領外に退去する」と取り決めた。佐賀藩では警備の一隊を厳木村の長厳寺まで派遣したほどだった。藩当局も、そこまで紛糾しては迷惑と、四月二十一日次の布達を出した。（『鷹見文書』）

「此度の御入部に伴い、御目見えの思召しこれあるに付き、町家よりも前日に（お目見え）仰せ付けられ候。年始などの儀は古来の通り相心得べく候。以上」

と、あわせて当番大庄屋中から、

「右の趣、御書付けを以て仰せ渡され候。今よりは、万端ともに古来の通り仰せ付けられ候間、左様に相心得え、下々も安心仕り候様に、呉々も申し通し候様に仰せ付けられ候。町方と商売



境界石標（従是東對州領の銘）の立つ砂子地区（浜玉町）。このあたりで席論があつたか。

の儀に付き出入りもこれあるよし、左様にこれなき様、組々村々得と申し渡し、心得違いこれなき様に御申し付けなきるべく候。委細は近日御面談の節、御意を得べく候。

(延享二年)
丑四月二十一日

河添理藤次

加茂助七

前田茂兵衛

桜井忠次衛門

との伝達文が各庄屋に添えられた。この紛争では、相知の向李弥、大川野の竹内文治、和多田の桜井又右衛門が大庄屋の職を解かれ、財産の半分を没収された。神田の桜井新右衛門は、退職してから肥桶を肩にして、屎尿汲み取りに町方に出向き、会う人ごとに、大庄屋といつても、辞めればこのていたらくだと自嘲していたという。

十四 延享の儉約令

幕府巡見使来る
利里が唐津領入部をすまし、領内も平静を取り戻した延享二年(二七四五)九月、八代將軍吉宗

が引退して、家督を長子の家重に譲った。同年十二月、將軍代替わりの際の際の例によって幕府の巡見使が諸國に派遣されたが、九州には使番徳永平兵衛以下、同勢百七人が出張してきて、翌三年四月十日唐津領に入ってきた。巡見使一行は浜崎に二泊、十二日呼子浦に行き二泊して藩政を検査し、十四日には呼子から平戸領の壱岐・郷ノ浦へ渡った。壱岐渡海に際しては、唐津のほか佐賀、平戸、壱岐、筑前の諸藩から、歡送迎や警固手伝いの船舶が呼子港の内外に集まり、その数千八百六十八隻といわれた。幕府巡見使の威勢のほどを、改めて認識させた。(『東松浦郡史』)

松浦川はらん

また、この延享三年(二七四六)五月二十二日には、連日の大雨で松浦川がはらんし、久里の大堤で三尺を越えた。上流の大川野宿は完全に水没し、家屋十六軒が川口まで流され水死者もあつた。同十一月二十六日の夜には、呼子海士分で八十七軒を焼失する大火があつたが、番代屋敷は無事だつた。

唐津藩では利里の襲封に際し、幕府の宿老接待その他で六千両余の臨時支出を余儀なくされ、加えて領内の大水による被害で、藩の財政が一段と窮迫した。このため延享四年(二七四七)十二月、次のような儉約令が領内に出された。(『鷹見文書』)

- 「一、この度仰せ出され候郷中の者ども衣類の儀、下着半襟帶袖口などに至るまで絹類一切無用たるべく候。尤も木綿物にても、男女ともに染模様など、目に立ち申さぬ様に着すべく候。若し今より、心得違ひもこれあり候はば、廻りの目明し、見当り次第に剃ぎ取り候様申し付け置き候間、此段堅く相守るべき事。
- 一、役人中出郷の節、案内に出候庄屋ども、雨天の節、木綿合羽着致し候儀、無用たるべく候。前々は雨具の儀はこれなき筈に候えども、臨時に用捨を以て桐油合羽、蓑など着させ候事也。今よりは右両品の外は無用たるべく候。小庄屋以下は一切蓑に限るべく候。但し大庄屋は平日木綿合羽着候分は苦しからず候。附けたり、御領分中に、他所より旦那廻りとして寺社山伏参り候節、逗留致させ候儀は享保九年(二七二四)仰せ出され候通り、向後ともに無用に致し、初穂などの儀は、その村々庄屋へ取り集め、遣わすべく候。その内、彦山の儀は御免に付き、村々を廻り候儀勝手次第に仰せ付けられ、併せて用事相仕舞候はば、その村々に数日逗留無用たるべく候。

- 一、郷中に於いて祝儀その外、佛事などの節、随分軽く、いよ／＼以て身分相応にて無益の費に窮し、第一御年貢取り立てを等簡(等閑)に候て、未進これあるに於いては吟味の上、その村庄屋、名頭に越度

を申し付くべく候。

延享四年知十二月十三日」

幕府や藩が布達する儉約令は、いつの場合にも衣服に関することが最も多い。当時は食、住のぜいたくは、あまりなかったものと思われる。

十五 土井藩末期の経済事情

藩の経済は、領内からの年貢米収納にその基礎があり、それにいくばくかの小物成こものなりが加わるが、領民の経済は城下の町人を除いて、一応は自給自足の建前で日々の生活をたてていた。

町人の食べる米は、藩の年貢米から御用商人を通じて払い下げられ、また村方からも農民の余剰米が、米問屋の手を経て町方に持ち込まれた。城内や城下の者の日々の生活に必要な生鮮食料品も、魚問屋や八百屋を通して領内の漁浦や農村から提供されたが、一部は振売りの姿で、生産者が直接持ち込むこともあった。漁浦と農村とは、有無相通ずる交換経済で結ばれていた。

注 振売り＝触売とも書く。呼び売り、行商のこと。

漁浦のことはしばらくおくとして、農村から城下へ出荷される野菜類は、藩政のはじまりから、城下町成立の必要条件として認められていた。これはすなわち農民の商品生産者としての性格を現わし、貨幣所得を可能にしたものであった。

松浦名物

商業的農業発展の指標として、唐津領の村々では、特産品的な名物が形成されていた。松浦名物を列挙した『松浦記聞書』には宝暦十一年（一七六一）の次の奥書きがある。

「一、黒岩 茶 一、山本 大根 一、玉島川 鮎あゆ 一、石志 午莠ごぼう 一、岩屋 松茸まつたけ 一、広瀬

葛くわ 一、星嶺 蕨わろ 一、今村 鮒ふな 一、志気 栗くり 一、松浦川 鯉こい 一、平原 八木（米） 一、

湊 麦むぎ 一、名古屋 ひじき 一、七山 竹 一、椎峯 茶碗ちやわん 一、大村川 白魚しろうお 一、岩屋 松

一、大川野 鱒ます 一、飯屋 生海鼠なまこ 一、馬渡 馬 一、佐里 木綿 一、厳木 麻 一、和多田

胡瓜きゅうり 一、徳居 大ねぎ 一、赤木 大豆だいず 一、湊 鯛たい 一、伊岐佐 猪いのしし 一、鹿家 蕎麦そば 一、

大村 紙 一、五ヶ山 かやの木 一、畑津 鱧いわし」

この松浦名物には鯨が出てこない。当時、鯨運上として、勢美鯨一頭につき銀九百匁、それ以外の鯨は七百五十匁を負担していた。鯨組が突き取りから網に移るものこのころからである。延享ごろ（一七四四）の浦方運上は総計で四十九貫二百三十八匁五分二厘一毛となっていた。元禄四年（一六九一）が三十貫九十匁一分五毛だったので十九貫百五十匁ほど増えている。銀六十匁を金一両とすると三百二十両ほどの増収である。楮こうぞや石炭は水野氏の時代になってから藩専売となった。煎海鼠いりこ、乾鮑げしあわび、鱧なまこ、鱧なまこなどの俵物たわらものを、藩の浦方役所で請け負うのは天明（一七八一）以降からであった。

注 俵物＝ひょうものとも読む。江戸時代、長崎からの輸出品として作った水産物。

藩の財政事情については、宝暦七年（一七五七）六月の文書（『鷹見文書』）に次のように記されている。

「一、累年御勝手向きお手支え、大坂表の御大借りに万事御大手繰り、その上近年は郷方も不作のみ相続き、御取毛も減少し、いよいよ御暮方お指支えに付き、以来御勝手向き御取り直しの思召しを以て、去冬諸役へ格段の定式を仰せ出され候。この上役々嚴重に致すべく、相守り候儀肝要に候。右思召しに付き、大坂御雑用、去冬、中村武左衛門出役の節、申し談じ候通り仰せ付けられ、左の通り、

一、銀四拾貫目 定式

右銀高を以て仰せ出され候は、諸事何によらず儉約相見え、右の高にて相拂い候様に取り計られるべく候。若し右高の内にて残銀これあり候はば、只今迄の残銀へ差し加え、除け置き申すべく候。この上余分の御入り方の儀は、一通りの訳候ては承け届けず候。これによって諸役儀等迄減少仰せ付けられ候。……」

十六 転封反対嘆願

宝暦九年（一七五九）六月、土井利里は幕府の役職である奏者番を命じられた。この役は譜代大名が寺社奉行から老中に昇格する段階に当たりますが、唐津藩の場合、長崎の対外事務を監察する重責があったので、幕府の要路を昇進するには、唐津藩から転出することが必要であった。

七月になると領内の庄屋達がよりより会合して、領主の転封を差し止める願書を幕府の役筋に差し出すことを計画した。転封決定以前のことであった。庄屋達には七十年来なじみある土井家の役人達が、転封で一変するの不安を感じていたのだろうか。

八月になって領内の大庄屋、小庄屋の中から、北方筋からは佐志村の大庄屋大谷治吉、中通りからは徳須恵村の大庄屋前田庄吉、草野通りからは鏡村の大庄屋浜田兵右衛門の三人を代表に選び、五穀豊穰祈願のため、鎌倉の鶴岡八幡宮、伊勢大神宮に派遣したいと代官役所に八十日ほどの暇を願いだした。もちろん江戸に赴いて役筋に嘆願するのが真のねらいであった。八月二十三日、代表大庄屋三人は浜崎の瑞雲寺で、領内の総仲間へ暇乞いをして出発、九月二十三日江戸に到着、馬喰町に宿して役所向きの手続きや、願書の書き方を聞き合わせたうえで、十月三日願書を寺社奉行の月番、阿部伊予守（備後福山城十万石）屋敷に差し出した。

「肥前国唐津領惣百姓恐れ乍ら書付を以て願ひ奉り候。

一、唐津御領分、寺沢志摩守様以来、御交代の御領主様方、古来の御格を以て御憐愍の御仕置き仰せ付けられ、相続仕り来り候処、元禄四年未年（一六九二）土井周防守様御領地仰せ付けられ、御入部以後、別して御憐愍強く御座候に付き、安堵の農業渡世仕り、能く取り続き来り候内、先々大炊頭様、先大炊頭様御兩代、右に準じ数十年來御厚恩を蒙り、数度の悪作の節も相凌ぎ罷在候処、享保十七年（一七三三）九州大凶作に御座候。別て唐津領分、それ以前より打ち続き悪作の後に御座候故に、甚だ難儀に及び、惣百姓助命仕らるべき体も御座なく候処、御公儀よりも御救い仰せ付けられ、……飢餓に及び候者もさのみ御座なく、……翌年より農業取り付き申し候。……懐胎の子、墮胎仕まつらせ候儀、堅く停止仰せ付けられ、……領分へ拝借米仰せ付けられ候内、十年前以前午年（寛延三年）半分下され切に仰せ付けられ、……その後八年以前申年（宝暦二年）御領作方申分にて、……稲刈り取り候時分に至り秋劣仕り、百姓難儀の段、御聞き及ばれ、米壹万三千俵、御領分に御手当て下し置かれ、……前々御交代の節（大久保―松平の交代）諸民不安気変動共に、兩三年も作物の不出来、……御公儀様御慈悲を以て、長く大炊頭様御領地仰せ付けなされ下し置かれ候はば、惣百姓共安堵の上、有難き仕合せと存じ奉り候、これによって、恐れ乍ら書付を以て言上奉り候。宜しく御沙汰願ひ奉り候、以上。

宝暦九年（一七五九）卯十月

肥前国唐津領

佐志村大庄屋

大谷治吉

鏡村大庄屋

浜田兵右衛門

御奉行所様」

さて、いったんは嘆願書を寺社奉行が預かり、後日の沙汰を待つよう指示されたが、十月七日、寺社方から呼び出しがあった、指し越した願いで取り扱い難いと差し戻された。

再度、願書を提出しようとしているところへ、寺社方からの連絡で唐津藩邸から出頭するよう呼びつけられ、藩の目付けから厳しく叱責された。三人の代表は、このまま引き下がっては国元の総農民に済まない、再び願書を寺社奉行に提出、数日でも手許に止められ、奉行にお目を通していただきたい、と係り下役人に、願書を押しつけて引き揚げた。嘆願書の再提出を知った藩邸では、寺社方への善後策を講じながら、嘆願の大庄屋三人を国元に追い返すことが先決だとして、十月十一日には江戸をたつよう命じた。

この大庄屋派遣に要した経費は、米六十石一斗四合二勺、錢三貫三百匁七分五厘であった。これを領民六万千三百四十三人に、四割は持ち高割り、六割は人数割りで割り当てた。(『岸田文書』「天保七年」)

十七 利里の古河転出

土井利里が下総国古河城へ転封を命ぜられたのは宝暦十二年(一七六二)九月三十日であった。古河城はかつて、土井利勝が十六万石で君臨した土井家ゆかりの地であり、また明治の廃藩まで転出することもなく居ついたところでもあった。利里前の古河城主は松平康福。五万八千石の知行を持ち、三河の岡崎城へ移っていった。土井氏が次に来る水野氏に唐津城を明け渡したのは宝暦十三年五月十五日であった。

転封の命を受けた宝暦十二年の七、八月は天候不順で大風雨に襲われ唐津領は大不作。年貢米の取り立てもま

まならず、唐津出立の用意も調い難かった。それに唐津城受け渡しに先だつ宝暦十三年二月には、利里は幕府の寺社奉行を兼ねることになり慌ただしい日々であった。そうした事情もあってからか領民の協力を期待し、年貢の減免や大庄屋に帯刀を許すなどの融和策がとられた。

土井氏の唐津領有は七十二年間、歴代の大名では最も永かった。

土井氏は古河への転出発令直前、すなわち宝暦十一年(一七六一)一月、藩庫の米一千俵を地方へ貸倉の新設
し与え、将来は社倉として凶作に備えるよう、その運用を奨励した。すなわち、

「近年御不如意にて御家中引米等も之あり候え共、御領分凶年の御備えも之なく候に付き、諸事御儉約仰せ付けられ、此度米千俵、行く行くは社倉の思召しにて御貸し下され候て、困窮の村々、高利の米を借り難儀の者共へ来る戌年(明和三年「一七六六」迄二割の利にて貸し渡し、毎年冬に取り立て申すべく候。左候はば四、五年の内、社倉の一助に相成るべく候に付き、雑穀など貯え置き、年々新穀に取り替え候手段を付け、相伺わるべく候。五ヶ年も相済み候えば利米一割五歩に申し付くべく候。万一御所替え等の節は元米ばかり上納申し付くべく候。……」と。

宝暦十三年(一七六三)五月には土井氏は唐津城を水野氏に引き継いでいるので、水野氏の時代になってから、この義倉創設の計画は実行された。(『岸田文書』『旧記調』「文化十四年」)

注 社倉「近世の備荒貯蓄制度の一つ。米穀を蓄えて飢きんに備える制度。

引米「年貢から差し引いた米。または減額した家中への扶持米。

十八 土井家紋のこと

唐津地区では一般的に土井家の家紋を八ッ柄杓水車紋とされているが、『大武鑑』(名著刊行会、一九六五年発行

全三巻組)によると、土井家本家では八ッ柄杓、六ッ柄杓水車紋を使用し、分家また別家では八ッ柄杓、七ッ柄杓、六ッ柄杓などを使用していたようだ。

土井家の本家は延宝元年(一六七三)、古河藩主利久が幼にして死亡、後継なきため断絶していたのを、延宝三年、実兄の利益が新たに七万石を与えられて、古河藩土井本家を再興した。利益は天和元年(一六八一)鳥羽へ、さらに元禄四年(一六九二)二月、唐津へ移封されてきた。

家紋は、利益の代は八ッ柄杓(槌形)水車紋を使用して(大武鑑・天和一年(一六八一)・元禄四年(一六九二)正徳三年(一七三三) 記)、次の利実代になって六ッ柄杓(槌形)水車紋となり(同・享保一七年(一七三三) 記)、以後利延、利里、利里が古河へ移封後も変わることなく六ッ柄杓(槌形)紋を使っていた。現在古河市にある土井家菩提寺正定寺もこの紋を使っている。したがって玄海町史には、土井家の紋を八ッ柄杓と六ッ柄杓を並記した。

第六項 水野氏の時代

一 水野氏の唐津襲封と蓮光寺一件

土井、水野 水野和泉守忠任は、宝暦十二年(一七六二)九月三十日、三河の岡崎城から唐津城へ転封を命ぜられ、翌十三年五月十五日、幕府が派遣した使番の安部平吉及び小姓番の松平藤十郎が、それぞれ正藩の交代式

副使として唐津に乗り込み、日田代官の榎斐十太夫も同席の上で、土井氏の家老から水野氏の家老へと、唐津城引き渡し儀式が行われた。

城の引き渡しは午前中に済み、午後には、土井氏の家中は西の門から城を退去し、水野氏の家中は大手門から

城中に入ったが、城内の所々に張りめぐらされた幔幕も、六ッ水車の土井氏の定紋をつけた幕が切つて落されると、下には水沢瀉の定紋をつけた水野氏の幕がいつせいに現われる仕組みとなっていた。

そのころ、城下の安楽寺では、領内の大小庄屋が呼び集められ、日田代官の仲立ちで、土井、水野両家の間に、郷村引き渡しの儀式がとり行われていた。

一万石幕府領となる

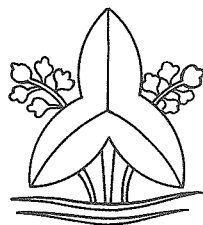
ところで、水野氏の家禄は六万石であり、前任の土井氏は七万石なので、郷村において一万石に相当する村々が差し引かれるのは当然のことである。すなわち、怡土郡において福井、吉井、鹿家の三カ村、松浦郡において瀬上、谷口、岡口、五反田、南山、横田上、横田下、砂子、浜崎、宇木の十カ村が幕府領として引きあげられ、日田代官の管轄するところとなった。福井、吉井、および浜崎には浦分が存在し、宇木は旧宇木村の内の黒須田分及び栗木が独立し、旧宇木村は有喜村と名を改めた。

郷村引き渡しの記録として、次の記録があった。

「水野氏拝領高六万石



郷村引き渡しの式があった安楽寺 (唐津市呉服町)



水野氏家紋
・水野沢瀉

改出新田

二千三拾八石九斗八升一合

合六万二千三拾八石九斗八升一合

宝曆十三年（一七六三）五月

土井大炊頭内

堀 外記 印

小杉長兵衛 印

榊斐十太夫殿

榊斐十太夫 印

水野和泉守殿御内

拝郷源左衛門殿

水野氏の拝領高は六万石で、これを表高ともいった。しかし実際の村高（草高）は七万六千五百十石六斗五升一合となっていた。

大庄屋の佩

さて、五月十五日の、郷村引き渡しが終わったところで、水野氏の郡奉行剣持嘉兵衛は、出席した

刀取りあげ

領内の大小庄屋に対して、「博委は勿論、迂論（胡乱のあて字）なる者等片時も召し置き申さざる様に相守るべし。耕作入念に申すべき事。大庄屋帯刀の儀遠慮いたし候様、尤も、勅弁の上、仰せ付けられ候儀これある旨……」

と申し渡し、その場で大庄屋の佩刀を取りあげてしまった。大庄屋の中には、

「本日、新役人様より刀取り揚げ仰せ付け渡され候……、咎もなき面々一日の勤めもなく、刀もぎ離され候儀、故なきこと、は存じ候。汚名と刀の捨て処、……、惣じて刀と申すものは、一度御免の上、御取り揚げと申せば、則ち牢人の形にて御座候。」

と憤慨して、翌日には大庄屋辞退の願書を早々と用意した者もいた。

注 牢人＝浪人とも書く。職を離れた人。

大庄屋に苗字帯刀が許されたのは、つい半年ほど前の、宝暦十二年（一七六二）の冬である。土井氏が唐津を離れるに際し、特にその協力を報いるため置き土産としたものであった。

その後（宝暦十三年＝一七六三）八月に入って、和多田領内大小庄屋の蓮光寺に、領内の大小庄屋二百二十人余りが集会し

る要望を提出しようとしたが、その内容について、意見がまとまらず、数日を経過してようやく成案を得ることができ、代表として大庄屋六人が清書の上、藩庁に提出した。

八月十日、代表六人は、二ノ丸の旧盈科堂講堂に呼び出され、郡奉行以下三十人ほどの役人に取り囲まれて、嚴重な審問を受け、吟味の上六人に死罪が申し付けられた。



蓮光寺（唐津市和多田）

ところで、この突然の死罪は、肝心の嘆願書が内容不明であり、死罪を申し付けられた六人の大庄屋も氏名は不明なので、従ってその根拠も不明のままだが、ある庄屋の記録に、

「……、もはや物になり候かと存じ申し候処、憶病の至りと見限り果て申し候。……」

とあり、物になりそうな要求が何なのか、何が憶病なのかまったくわからない。結果的には、嘆願書を取り下げること、六人の大庄屋の死罪は免れることができた。一件落着後の評語に、

「……、仲間面目を失い、背き立ったる民心にて、百姓からは、大庄屋どもがよい気味、知れた事、それみか」と申す世の中なり。然れば何事もこの節、勤め世話やく時節に非ず、かく人望に背き、上に憎まれ、下に疎まれ候は、天道に棄てられたるものなり、……」

とある。仲間とは大庄屋仲間のことと思われるが、大庄屋の刀に対する執着は、農民の、大庄屋に対する不信をかき立てるものであったらしい。（『末盧國』第二六号「庄屋対策に心痛、水野忠任の新政」進藤担平）

二 水野氏

水野忠任の唐津入部は、宝暦十四年（一七六四、六月二日明和と改元）五月十三日であった。唐津城を正式に請け取ってから一カ年を経ているのは、忠任が当時病床にあったためであった。二十四日には例によって、長崎巡視に向かい、翌六月三日唐津に帰城して、ようやく落ちつき、城中を巡回して、藩治を聴くことになった。

水野氏の来歴

水野氏は清和源氏の流れと自称するが、いずれにしても、尾張国の水野というところに居ついで枝葉を伸ばし、水野を姓とした。唐津水野氏の初代は忠守といい、三河国刈屋の城主水野右衛門大夫忠政の四男。忠政は、徳川家康の生母お大の方の実父なので、忠守と家康とは従兄弟の關係。忠守は初め織

田氏に仕えたが、後に家康の麾下となった。

忠守の嗣子忠元は、幼くして家康の側近に奉仕し、長じて大坂の役で功名をたて、下総の山川城三万石に封ぜられて大名となった。以後、駿河の田中城、三河の吉田城を経て、正保二年（二六四五）七月、二代忠善の時に岡崎城に移り、五万石を食むこととなり、享保十年（二七二五）三月、五代忠之が一万石の加増をうけて六万石となった。忠之は享保二年（二七一七）から同十五年にかけて幕府老中の任にあり、將軍吉宗を助けて、享保の改革に取り組んだ。

七代忠辰は、窮迫する藩の財政を立て直すため、藩政の改革を試みるが、門閥上層の重臣に反対され、果ては氣狂い扱いにされて座敷牢にとじこめられ、悶々のうちに死去した。

忠任は、忠辰の嗣養子である。水野氏の同族で、当時幕府書院番頭を勤めた水野平十郎守満の二男に生まれ、通称を長十郎と称したが、宝暦元年（一七五一）十二月、忠辰の養子となり、忠任と名乗ることになる。同月二十八日、將軍家重に御目見えし、即日、従五位下織部正に任ぜられたが、家督を相続したのは翌宝暦二年三月二十三日、宝暦九年七月には、織部正を和泉守と改めた。

宝暦十二年（二七六二）九月、水野忠任唐津転封の知らせが岡崎領内に伝わり、領中の庄屋、町年寄は、御所替え反対の訴訟を携えて江戸に下り、幕府の要路に運動しようとした。藩当局はこれを知って狼狽し、これが引き戻しに奔走するという一幕があった。この年の十二月、「御所替えに付き御入用多し」と、家中の俸禄渡し方が、知行取りの場合は五割引き、扶持方、切米方、および金方は三割引きから二割引きとされ、藩士の生活は一

段と苦しいものになった。（『丕揚録』）

三 明和の虹ノ松原一揆

一人人も集ま
った松原一揆

明和八年（一七七二）七月二十日の早朝、領内の農民がいつせいに行動を起し、虹ノ松原を目指して続々と集合を始め、昼すぎには、その数一万人にもなった。知らせを受けて驚いた藩の役筋では、緊急に対策を協議したが、とりあえず、その村々の庄屋を動員して、解散するように説得しようとするが、その程度の処置ですむはずがなく、むしろ火に油を注ぐ結果ともなった。

二十一日の午後になって、三手永（北方、中通り・草野の三行政区）の代官六人がそろって現地へ赴き、「その方ども、何故に罷り出で候哉、願いの趣これあり候はば願書差し出すべく候。その上にて何分にも申し立てを勘弁いたし遣わすべく候間、早々村方へ引き取るべく候。」

と申し渡し、解散を促したが、一揆勢は無言で聞きながしにした。しばらくして、一揆側から上包みに「願書」と認められた書付けが一通、竹に挟んで差し出された。その願書の内容は次のごとくであった。

「恐れ乍ら、書付けを以て願ひ奉り候口上書の御事。」

一、御郡中村々御高の内、永川成りの儀、寺沢志摩守様御代より御城主様御代々、極々御吟味の上、永川に仰せ付け置かれ候処、此の度起き返り仰せ付けられ、難儀至極に存じ奉り候。

先の御代の通り御引き方願ひ上げ奉り候。

一、年々の砂押し、水洗いの儀、是また右永川同様に御引き方願



一万人の農民が集まった虹ノ松原

ひ奉り候。尤も、手入れ等仕り、田畑起き返り申し候はば、御年貢上納仕るべく候。

一、年々、御用捨高下し置かれ、百姓相続仕り、有難く存じ奉り候。然る処、当年御取り上げ仰せ付けられ、難儀至極に存じ奉り候。御慈悲の上、去年の通り御手当て願ひ奉り候。

一、御年貢御蔵納めの節、榎廻し四方霜降りの儀、先の御代の通り仰せ付けられ下さるべく候。並びに、御米俵毎に差し抜き米、御免下さるべく候。先の御代の通り、俵毎に御差し戻しに成され下さるべく候。近来欠米余計に相立ち、難儀至極に存じ奉り候。

一、百姓持ち地御高の内へ仕立て置き候楮、御買ひ上げ仰せ付けられ、撰楮にて納め候儀、難儀至極に存じ奉り候。その上、諸国売買直段より下直に仰せ付けられ、難儀に存じ奉り候。持ち主勝手売りに仕り候様に願ひ上げ奉り候。

一、諸運上の儀、先の御代々より差し出し来り候品、差し上げ申すべく候。新規運上の儀、御免下さるべく候。且つ又何品に依らず、御運上差し上げ、元締め仕り候儀、その者一人の勝手筋にて、諸人至って難儀仕り候間、相止め候様に願ひ上げ奉り候。

右の外、何品に依らず御先代土井大炊頭様御仕置きの通り願ひ上げ奉り候。若し願ひ御叶い成らず候ては、百姓相立ち申さず候に付き、願ひ上げ奉り候。以上。

明和八年（一七七二）卯七月

御領分
郡中惣百姓
御役所様

願書を受け取った後、一人の代官が進み出て、大声で、

「その方ども、お上を恐れず、御法度に背き、大勢徒党致し候こと甚だ不届の至り也、これによって急度仰せ

付けらるべき筈の処、御慈悲を以て此の度は御免遊ばされ候間、早々村々へ引き取るべし」

と申し渡した。ところが農民中の一人が突然大声で笑い出し、それにつれ、総農民もいっせいに笑い出し、はやしたてたので、代官は慄然として引きさがり、しばらく様子をうかがっていたが、そのうち、長居は無用とあきらめて、引きあげていった。農民達は一晩中、時に松の根を叩き、砂煙を踏み立て、鬨の声を揚げて、意気を奮いたたせながら、当局の回答を待った。

一揆勢の要求事項

一揆の要求するところの第一は永川成りのことであつた。検地によつて村高に計上された田畑のうち、その後の洪水や崖崩れなどで河川敷同様となり、その復旧も困難な所は、村高から差し引かれ定引きとされた。一般に、このように説明されたが、実際には、どこの田畑が永川成りとなつたか、検地帳の上ではもちろん、耕作する農民自身でも確認できない事が多かつた。定引きとして、長い年月、書きつがれ、様式として定着していたらしい。領内に永川成りの田畑がどれほどあつたか、拝領高七万石の時、永川成りが三千二百六十二石三斗九升、当川成りが二百七十八石五斗一升五合とあつた。当川成りは起き返り、すなわち復旧可能な川成りのことである。

要求の第二は、砂押し、水洗いについてであつた。砂押しは、田畑に砂が流れ込んで、押しつぶされた状態であり、水洗いは、流水のため、耕作に必要な土が洗い流された荒地のことで、いずれも当引き、あるいは一毛引きとなるのだが、これを永川成りに準じて定引きにしてくれということであつた。

要求の第三は、用捨高についてであつた。用捨高は引き捨て引きとなつて、村高から差し引かれる引き分である。例えば、仕付け用捨、弱り百姓用捨、虫入り風損用捨など、いずれも引き方となるものであつた。

以上三つの事は、年貢賦課に際しての、控除額の引き上げということになる。村高五百石の村で引き方が百石

にも達すれば、残りの四百石に対して年貢が賦課される。年貢の税率は問題でない。税率は、年貢額が定まり、年貢額と村高との割合が税率となる。しかし御免は一定している。これを土免といつたらしい。

要求の第四は、蔵前での榷回しについてであつた。榷回しとは、榷の計り具合をいう。差し抜き米は、米俵の内容を確かめるために、少量の米を抜き取る。唐津藩の榷回しは、寺沢氏以来、「向霜降手前掻き落し」に決まっていた。

要求の第五は、楮買い上げのこと。楮の買い上げは土井氏のころ、元文年中（一七三六―四一）にも問題になつていたので、かなり実績があつたものと思われる。

要求の第六は、新規の運上、すなわち新税には反対ということと、特定の運上負担による特定物資の取り扱い独占、すなわち特権商人の発生をも警戒したものであつた。

そもそも一揆発生の根源は、岡崎以来の財政難と転封に伴う出費、それに唐津就封以来の不作続きで、財政は一段と苦しくなり、こうした難局を突破するための、種々の仕法替えが試みられたことであつた。仕法替えとは政策の変更であり、新政策の実施である。仕法替えの具体的内容は明らかでないが、「去春、御領分中に仰せ付けられたる十七ヶ条の通りの役引き受け候ては、中々一日も暮し方相成り難く」とあるので、十七ヶ条にわたつて新しい施策が布達されたものらしい。一揆発生の前年春のこの布達は、いずれにしても、一揆側が提出した口上書のなかに書き込まれているものと考えられる。

さて虹ノ松原の様子は、七月二十二日の午後になつて郡奉行の古市四郎右衛門、剣持嘉兵衛の両人が一揆屯集の現場に出馬、次のような内容の書付けを渡して、一刻も早く村々に引き取るように申し渡し、早々に立ち返つていった。

「その方ども大勢罷出で候に付き、願い等もこれあり候はば、願書差し出すべく候。何分申し立て勘弁致し遣わすべき旨、昨日御代官より申し渡し候処、願書差し出し候。此度永川起き返し、砂押し、水洗い用捨の儀、相願い候。右永川の儀は如何の訳にて引き遣わし候と申す儀、申し送りの書付けなどもこれなき故に、村方に右証換等の書付けもこれあり候哉と相尋ね候処、これなき旨に付き、地所吟味致し候えば、その場所不分明の由にて、起き返しの儀相願い、聞き届けたる事に候。然る処、難儀至極に付き、引き方の儀相願い候。これにより各別の勘弁を以て、本途免の高下に拘わらず、一統五厘宛に相定め、これ以後の増免は致さず候。尤も、当年より三ヶ年の間は、年貢用捨せしめ遣わすべく候。御損益に拘わり候儀にてはこれなく、右の訳にて、一旦願いの上、相極まり候事に候へば、此の上勘弁は致し難き事に候。その外の願いの儀は、箇条多き事に付き、追て相尋ね候上にて勘弁致し遣わすべく候間、早速村へ引取るべく候。

七月

この書付けを見る限り、永川の起き返りは庄屋の願いで実施されたことが明らかである。永川についての先の御代からの申し送りもないし、庄屋に聞いてもわからない。永川と指定された地所の存在箇所もわからない。したがって、永川は存在しないので、いつの間にか復旧して、起き返ったものとして、庄屋は永川起き返しを認めざるを得なかったのではないか。しかし、永川に相当する引き方、すなわち控除がない限り、年貢の皆済も、農民の暮らしも難しくなる。そこで庄屋の願いによって、免税率に關係なく、永川引きのある村方には五厘の引き方を認めることにした。もともと、今年より三カ年は、永川引きを容認して、その分の年貢は用捨する、といった意味か。いずれも、永川引き方の要求は、基本的には藩の方針が優位にあった。砂押し、水洗い、及び用捨高はいずれも引き方に關すること、永川についての藩の回答から、当然了解されたのではなからうか。

四日ぶりに解散

郡奉行からの回答はあったものの、それは永川起き返りについてであり、永川の所在は領内一円の共通の問題ではなく、關係のない村も多いので、この回答だけで一揆を解散するわけにはいかない。農民は依然として虹ノ松原に居座って、残りの回答を待った。そのころ、幕府領の浜崎辺では、日田代官が一揆の騒ぎを聞きつけて、間もなく浜崎に乗り込んで来るといつたうわさでもちきり。代官が来るといふことは、浜崎の住民にとっても迷惑の上もないことなので、唐津の大庄屋は幕領の大庄屋に協力を依頼、日田代官の出馬を食い止めるためにも早急に一揆を收拾、解散させようと、一揆側の代表とも協議した。後日いかなる難儀にあつても、この際大庄屋の役儀はもちろん、身命を投げ出して藩当局と対決するつもりでいるし、当局も、未回答の項目については後日、協議の上回答を行なうと説明しているので、話し合いを有利に進展させるためにも、農民も一揆を解散して村方に引き取ることが望ましいと、協力を求めた。農民達は、いつまでも松原に居座るつもりはないが、それにしても、なにか確かな書付けをもらい、藩の対応を保証しないことには解散できないと主張した。藩当局がその種の書付けを与えるとは考えられないので、幕領の大庄屋が証人となり、当局との対決に立ち会うということで、農民側は解散を承知し、二十四日の午後からいっせいに、蜘蛛の子を散らすようにそれぞれの居村に引き取っていった。

漁民も一揆に参加

これより前、二十二日の夜、浦々島々の連中が、数百隻の漁船で浜崎浦に集まり、上陸した漁民は一揆屯集の現場に到着すると、次の内容の書付けを、幕領との境界にある分石にはりだした。

「一、五分一鮎網、魚立て直段の事

一、請浦鮎網二分五厘の事

- 一、干賀御買上げの事
- 一、問屋の事

一、長崎梅野新左衛門二分五厘掛りの事

右の通り御免仰せ付け下され候様に御願ひ成され、遊ばされ下され候。以上。

卯七月 御領浦中

このはり紙にはあて先もなく、紙も粗末で、文章も悪文悪筆、別に願書らしいものは提出されなかつた。

さて、その要求の意味は、鮪網は大敷網に類する大規模なもので、漁獲高の五分の一を運上として出す五分一網と、網代のある海辺を年限を切つて請け負ひ、定額の運上を出す請浦網とがあつた。

要求の一は、五分一網の漁獲物の評価の問題で、高く見積られると、運上も多く出すことになる。要求の二は、定額の運上外に、二分五厘の、おそらく口銭を取ろうというのではないか。要求の三は、農家の肥料として、特に木綿などの商品作物に需要の大きい干鯛(賀)の強権買上げに反対したものであつたらしい。

要求の四は、魚問屋に關することらしいが、魚問屋は漁業者に資金を前貸しし、その漁獲物を独占的に引き受けて前貸し金の清算をしていたので、漁業者の魚問屋に対する不満と要求には切実なものがあつたと思われる。

要求の五は、長崎問屋の口銭徴収についてと思われる。梅野新左衛門は何の間屋かわからないが、唐津藩から役料として、年に十何両かを給与されている。おそらく俵物請け方を兼ねた、唐津藩長崎屋敷の御用達ではなかつたかと思われる。

大庄屋たちが一 七月二十四日の一揆解散の後、村々の庄屋連中も村に帰つて、留守の間に渋滞した事務や農揆事件の善後策 務を片付け、二十七日には、あらかじめ約束したとおり、城下の福成寺で領内庄屋の全体集会

を行つた。この集会で、松原の農民達を村々に引き取らせるにあつて約束した事、すなわち藩当局に政策を変更させるための方策を協議し、その結論として当局に対し、「一揆解散のために幕領大庄屋を証人として、納得のいく善後策を農民側に誓約した」ことを説明して改めて藩の政策変更を求めようと、大庄屋全員が代官役所に出頭することを決め実行した。

大庄屋全員が代官役所に出頭して経過を説明し当局の回答を求めると、藩側は、口上書を作成し文書で要求するように指示したので、その日は引き取つて翌二十八日口上書を作成、次の二十九日大庄屋代表六人が代官役所に提出した。ところがその夜、代官役所から使ひの者が大庄屋が詰めていた福成寺の郷会所に来て、代表の大庄屋六人に対し、今すぐ郡奉行所へ出頭するように知らされ、奉行所では次のような書付けが渡された。

「百姓ども差し出し候願書の内、永川成り並びに砂押し、水洗い引き方の儀、此の間格別勘弁致し遣わし、相残り候願ひの儀は箇条多きことに付き、追つて勘弁いたし遣わすべき旨申し渡し候処、永川等これなき村々は相残り候願ひの内、一統へ掛り候願ひ筋相済まず候故、罷出候場所引き取り兼ね候に付き、その儀はその方ども引き受け候て引き取らせ候由、それに就き右の勘弁の儀その方ども相願ひ候。これに依つて右相残り候願ひの内、別紙の通りの四ヶ条は向後用捨せしめ遣わすべく候。その外の儀は勘弁いたし難き願ひに候間、右の趣申し渡し候。」

として別紙に、

「向後用捨せしめ遣わすべき品

一、蔵納めの節、俵毎に差し抜き米の儀、俵毎に差し戻しに申し付け候事。

一、家居根山運上、差し免じ候事。

一、請浦鮪網式分五厘掛りの儀、差し免じ候事。

一、買い上げ楮直段、左の通り相増し候事。

上楮一貫目に付き錢二十文増し、

中楮一貫目に付き錢十五文増し、

下楮一貫目に付き十文増し、

右の通り相心得べく候。」

「その外の儀は勘弁いたし難き願ひ」というのは、御藏納米の節の榎回し方の件と御用捨取り上げの件、干賀(干鯛)御買い上げの件、長崎梅野新左衛門二分五厘掛りの件の四件と、ほかは魚問屋の件や特定商品についての株または座が設定されることについての件であるが、商人については不問に付されたい。

御用捨仰せ付けられた四項目について説明すると、第一項の差し抜き米については文字通り、差し戻しが申し付けられ、第二項の家居根山運上については、廃止されることになった。家居根山運上とは、自分の山から竹木を伐り出すのに税金が掛けられるということで、土井氏の時代までは、いちおう山方役所に届けて、許可の切手をもらえば、無運上で伐り出すことができた。第三項も新規の掛かり物で、これも取り止め。第四項は楮買上げのことで、これだけでは、当時からどの値段で買っていたのか不明。

さて、この四項目だけでは、農民一般の了解を得ることはおぼつかないと藩側に再考を申し入れたが、とにかく一応村方に持ち帰って農民の意向を確かめてくれということで、翌八月一日それぞれの組村に帰り、改めて八月五日に再会することを申し合わせた。

村方での農民の態度は、一同相談の上で大庄屋に一任したことだから、いまさらとやかくもいえまいと、恐縮するばかりで要領を得ないまま数日が経過した。しかし内々では、再び一揆に動き出す風説もしきりで、不満の気配が充満し、このままでは思わぬ変事になるかと心配された。

八月五日、申し合わせの通り大小庄屋は残らず郷会所に集まり、藩の各役筋へ挨拶回りに出有浦組日高喜助ら大掛けたがその折、役筋から四項目用捨の反応はどうかと尋ねられた。これに答えて実情を申す庄屋、藩当局に交渉し述べ、この日大庄屋は郷会所に残って対策を協議し、小庄屋はそれぞれの町宿か自宅へと引き取った。

六日の夜になり、大庄屋の協議もようやく煮詰まり、たとえどんな咎を蒙ろうと、農民に請け合つた願ひの筋だからと、改めて願書を提出することに意見が一致し、七日の昼、大庄屋代表六人(大野組古館直助、有浦組日高喜助、徳須恵組前田庄吉、平原組富田才治、唐津組桜井理平、佐志組大谷治吉)が代官役所を訪ね、大庄屋全員でお願いしたいことがあるので役所か自宅か、適当な場所を指定してほしいと申し入れ、役所で結構というこ

とで全員が代官役所に出頭、役所側も代官六人(三手永一人あて)がそろって列座、そこで次のような願書が提出された。

「恐れ乍ら願ひ奉り候事。

一、御藏納の米、榎廻し方、先規の通り御取り方願ひ奉り候。

一、鯛干賀御買い上げ、併びに長崎新左衛門、問屋口錢請け、御免願ひ奉り候。

右は此度御領分惣百姓願ひ方に付き、場所に於いて願ひ書差し出し候上にて、御書付け御渡し遊ばされ候後、引き取り候様に仕り候訳は、この間、我々口上書差し上げ候通りに御座候、然る処重ねて四ヶ条御用捨なし下され、私共に於いて有難き仕合に存じ奉り候。此の上御願ひ申し上げ難く御座候え共、私共に於いて身分前後

に行き詰まり、殆んど当惑仕り候。その故は惣百姓の存志を私共引き受け、願ひ奉り呉候筈に存じ罷りあり候様子に御座候。打ち捨て召し置き候ては、往々私共取り扱い決して相成り申す間敷くと存じ奉り候。右の仕合いに付き止むを得ず、恐れ乍ら右二ヶ条願ひ奉り候。私共身分の儀は此節の大事に拘わり、兎や角申し上げ候筈にはこれなく候え共、人情の捨て難きを以て重罪を顧みず、又々私共より願ひ出奉り候。此の儀御勘弁なし下され、右の願ひの通り仰せ付け下し置かれ候はば、重々有難き仕合わせに存じ奉り候。これに依つて恐れ乍ら書付けを以て願ひ奉り候。

(明和八年「一七七二」)
卯八月七日

御領分大庄屋共

御代官御役所様」

この書付けを代官に差し出し、大庄屋は代表六人を残し、全員福成寺の会所に引き取った。代官らは、受け取った書付けを検討し、残された代表六人の大庄屋とも懇談を続け、書付けの写しを取った上で正本はいちおう差し戻し、なお再度の熟慮を求めた。

会所に戻った六人から、差し戻された書付けの取り扱い経過を聞き、総大庄屋はどうしたものかと議論百出、この上は大庄屋を辞任し、農民への責任も放棄して、ただの農民になろうなどと紛糾を重ねたが、その最中、郡奉行所から突然の呼び出しがあつて、代表六人が出頭した。

郡奉行からは、奉行所としての立場の難しいことを聞かされ、ただただ恐縮して、平伏するばかりで、具体的な事態の進展もみられず、得るところもなく六人は会所に戻った。

翌八日の朝、代官役所から、催促するわけではないが、書付けを差し出すなら今のうちにと知らせてきた。しかしその時点で、大庄屋の意見が再び分かれて一致していなかったのでその由申し上げ、書付けを出すことを差

し控えた。この日は終日終夜議論のすえ、結局願書を差し出すほかに処置なしと決着、ただし鱒干賀買上げの件は農民の願書には取り上げず、ただ口上で申し上げるに止めることとし、九日改めて次の内容の書付けを差し出した。

「恐れ乍ら願ひ奉り候事。

一、御蔵納の米廻し方、先規の通り御取り方願ひ奉り候。

右は此度御領分惣百姓より願書差し上げ候にて、御書付け御渡し遊ばされ、その後引き取り候訳は、此間申し上げ候通りに御座候。猶又四ヶ条御用捨成し下され、私共に於いて有難き仕合せに存じ奉り候。併びに私共前後当惑仕り候訳は、惣百姓存志、何分私共より願ひ受け呉れ候筈に存じ奉り候様子に付き、打ち捨て召し置き候てはゆく／＼私共取り扱い決して相成り申す間敷候と存じ奉り候。右の仕合いに付き、止むをえず、恐れ乍ら右の一件願ひ奉り候。此節私共兎や角申し上げ候筈には御座なく候えども、捨置き難き訳を以て憚も顧みず、又々私共より願ひ奉り候。この儀御勘弁成し下され、願ひの通り仰せ付けなされ下し置かれ候はば、有難き仕合せに存じ奉るべく候。これに依り、書付けを以て願ひ奉り候。以上。

卯八月九日 御領分大庄屋共

御代官御役所様」

九日昼過ぎ、代官役所から使いの者が郷会所に来て、大庄屋のうち、各手永から一人ずつ計三人、至急代官役所に出頭するよう通知があつた。古館、桜井、山村の三人が代官役所に出頭すると、係りの代官が、これから郡奉行の所へ案内するので、代表として出役している六人の大庄屋に連絡して、六人そろつて、大手門辺で待つようにと指示された。当時の代官役所は鷹匠町にあつた。六人の大庄屋がそろつて城内の郡奉行所に出頭すると、

兩奉行と六代官列座の上で、

「此度百姓共願い方の儀、追々御勘弁を以て仰せ出され候処、相残るカ条の内、余儀なき訳を以て猶又その方共相願い候。これにより各別の御勘弁を以て、別紙の通り仰せ出され候。然る上は願い方存分に相成り候間、早々村方へ罷歸り、百姓共へ得と申し聞かせよ。」
と、次の内容の書付けを渡された。

「百姓共相願い候蔵納めの節廻しの儀、その方共猶又相願い候霜降りの儀は、御所替への節承合いの趣と、百姓共存志とは相違いたし、当時にては霜降りの儀相分り難く候え共、今年より勘弁せしめ、霜降り薄く取り計らせさすべく候。その上尚又勘弁を以て、廻し俵斤量分け、別紙の通り相定め候。此儀、廻し俵の節、不足米これあり候えば、その欠米の高を以て、斤量宜しき俵へも指し米いたし、難儀たるべき事に候。右斤量分けの儀は先規これなき事に候え共、別段を以て右の通りに相定め候。」
また別紙に、

「廻し俵斤量分け方の覚

- 一、拾三貫目より拾三貫八百目迄
- 一、拾三貫九百目より拾四貫三百目迄
- 一、拾四貫四百目より以上

右の通り三はえに致し、廻し候て、欠米これある時は、その高を以て、一はえ限りに指し米いたすべく候。」

「榎廻し」とは、榎の計り方。「霜降り」とは、榎の表面が水平でなく、いくらか盛り上った感じ。所によつては

山盛りの所もあつた。要は斗播の使い様である。「廻し俵」は、榎入れのため、無作為に一俵を抽出する方法。「一はえ」とか「三はえ」とかいうのは、榎の文字を当て三十六俵山積みを一はえとした。材木や米俵を積み重ねた状態をいい、一山とか二山とかいふのと同じ。「斤量分け」は、一俵の重量で仕分けすること。同一の重量は、同一の容量とみられる。容量すなわち榎目が不足すれば、同一重量の俵にも全部不足米を補充する。すなわち指し米するといふのであつた。

また御口達に、

「干鯛御買上げ併びに長崎新左衛門問屋の儀に付き相願い候趣は、是迄難儀の筋相知らず、尤も、願い等も致さず候故、申し付けたる事に候。相障り候事に候はば、前々の通り干鯛買いに來たり候はば、旅船へも売り候儀、勝手次第に致すべく候。御用に候はば、直段定め候上にて買ひ上げに相成るべく候。新左衛門問屋の儀は、右の者方へ申し遣わし、相止め候様に致すべく候。暫くの間これあるべく候。」

この口達は、大庄屋が写し取り、正本は代官に返した。

松原一揆落着

代表の大庄屋が郡奉行所から郷会所に帰ると、帰りを待つ総大庄屋は、それぞれの席順に従つて席を改め、代表大庄屋の報告を聞いた。総大庄屋は稽首して報告を聞き、奉行の書付けを拝読して、一同感涙をもよおし、これで農民方への面目も立ち、我々の一命もつがなひになつたと、急いで村方に帰り、組下の庄屋、名頭、惣代を呼び出して、九日の夜半から十日にかけて藩側の意向を下部に浸透させた。農民の反応は即座に、有難き仕合わせと感謝するものあり、あるいはその座はひととおり承り引き返して礼を述べる者もあつて、一同結構なことだと了解した。

八月十日朝、領内の大小庄屋はそろつて、役筋の藩士へ御礼回りに一日を費やし、まずは一件落着となつ

町史』には二万五千六百四十九名の農漁民と記す、またこの大騒動を引き起こした代官の松野尾嘉藤治と地方奉行の小川茂手木は閉門を申し受け、兩人は一夜のうちに家族を引き連れ、いずこともなく城下を立ち去ったと記している。

「扱て又此度の百姓騒動をきびしく詮議に及ばれけるに、何分かかり口もこれ無く、わかり不申候処、我等より外頭取と申すは御座なく候と、真っ直ぐに訴え出たる者四人あり、其の者共には草野郷平原村代々之大庄屋富田才治、同組下半田村名頭又兵衛（姓は麻生）、今一人名前忘れたり（後述に名頭市丸藤兵衛と記す）、同村禪宗常樂寺之住僧智月和尚、是等四人、聊も恐るる色なく申し出候。……四人ひそく心を合わせ愚直なる寸計を設け、さてこそ二万三千余の人数を一日の内に動かし右の強訴に及び申し候。此の上は我等四人如何なる罪科を蒙り候共、覚悟は兼ねて極め居り候」と記し、さらに「扱て又頭



富田才治の首墓（浜玉町平原中川原・富田家墓地）。藩当局にはばかり墓碑銘を刻まずと伝える。なお近くに才治を祭る小堂がある。



智月和尚の墓碑（唐津市半田・常樂寺境内）。墓碑の横に一味五人の追慕の碑が立つ。

た。

七月二十日から八月十日までの二十日間、大庄屋と役筋の藩士は、藩主と農民との間の体制的な利害の対立にまき込まれ、双方の利害の先端で現実的な解決を見出した。この一揆には英雄的な役者はいない。また戦術的にもきわめて平凡で、大庄屋と代官、郡奉行との事務折衝をいくらかも超えない経過であった。

一揆の直接原因を作ったとされる地方役の小川茂手木は一件落着の翌日、役儀不行き届きで御役御免となり、御馬廻りに番入り、草野代官の松野尾嘉藤治も同日御役御免で御中小姓番入りになった。いずれも役方から番方に戻っただけだが、一時閉門の処分は受けたいらしい。しかし松野尾の場合は、明和九年（安永元年）一七七二六月普請奉行となり、安永六年（一七七七）には岩屋の古城番になっている。（虹浜菌臭秘録）

なお、この虹ノ松原騒動については後日談がある。

富田才治ら自首 一揆が、発生した明和八年（一七七二）から八十二年後の嘉永六年（二八五

三）三月に書かれた『虹浜騒秘録』に、前記の騒動経過のほかに、首謀者として藩当局に自首した平原村の大庄屋・富田才治並びに同類者だという同組下の半田村名頭・麻生又兵衛、同市丸藤兵衛、同村禪宗常樂寺住職・智月和尚のいきさつが書かれている。

これには農民の動員数を二万三千余人（当時の郷村人口の1/3以上に当たる）と記しており（『唐津市史』、『相知



富田才治の碑（浜玉町平原）。側面から裏面にかけて才治の経歴が記してある。

取の成敗は翌年(明和九年)三月十一日なり、御領分御触れありて西ノ浜にて刑罪なり。その触れを聞く老若男女大いに悲しみ、道路に号泣の声かまびすし」と、四人が西ノ浜刑場で処刑されたことを記している。

なおこの四人のほかに、半田村の十六歳になる中村伝右衛門もいて、これは伝令役をしていた者、年少の理由で松島に流罪になったという。(『唐津市史』ほか)

富田才治は雲州富田の城主佐々木五郎義清の子孫と称せられ、慶長年中(一五九六)唐津城主寺沢広高の時、富田定雄というのが平原村の惣庄屋として召し出され、才治はその六代目。和漢の学に通じ、山鹿流の軍学も修めていたという。松原一揆の目的達成後、藩吏の首謀者捜査が厳しくなり、当惑する大小庄屋、恐怖におののく農民の姿を見て、自首して罪を一身に受け刑死したという次第。年四十八歳であった。(『松浦史』)

なお、富田才治の辞世の歌というのが伝えられている。「人のため我は命を中川(才治の役宅)に、浮き世のため貝杓子かな」。首級は東ノ浜松原口へ架けられた。風雨の激しい晩であった。四人の首級は一夜のうちに獄門台から消えていたという。(佐賀県先覚者顕彰会編『富田才治』)

四 水野氏初期の財政事情

忠任隠居し忠

虹ノ松原一揆騒動を身をもって体験した忠任は安永四年(一七七五)九月、唐津城主を辞任し、広島

鼎家督相統

城主浅野安芸守宗恒の二男で明和四年(一七六七)九月、養子となっていた忠鼎に家督を譲った。

忠鼎は安永四年閏十二月十九日、唐津城に入った。家督相統の時は三十二歳、五男一女の父であった。嫡男の次期藩主忠光が生まれたのが明和八年八月、国元では虹ノ松原一揆で大荒れのころであった。隠居していた忠任は文化八年(一八一二)十二月、三田の別邸で七十六歳で没した。

水野氏は唐津転封の時点で、大坂での借金が一万両ほどであったという。唐津就封の後、唐津藩の大坂回米は毎年数万俵に達し、大坂の蔵屋敷ではこれを売りさばいて、江戸や唐津に入用金を送ることになっていたが、安永三年(一七七四)までは、唐津の国元へは一文の仕送りもなく、江戸屋敷での出費が多大なため、勢い大坂蔵屋敷からの送金は江戸に向けられていた。しかも、回米の代金だけでは江戸からの要求に応じきれないため、地元の大坂商人から借金を重ね、唐津就封から安永三年までの十二年間に、その借金は五万両にも達していた。そこで家老の拝郷典膳と年寄の二本松右仲が大坂に出張し、各方面と折衝して借金の軽減に努めたが、江戸の出費は少しも減らず、水野平馬、同内匠の兩人が大坂の勘定方を受け持ったため大坂に着任した安永八年には、さらにその借金は六万両にも達していた。そのころになると、金を借り出す道筋も大方ふさがり、江戸屋敷への定例の月額送金もおぼつかなくなっていた。そこで江戸の留守居役に対しては極力出費を抑えるように要請し、いっぽう大坂では、小口であっても新規の借り入れ口をさがし、またこれまでの借金を整理するため種々の手段を講じようとした。しかし、そのころは米価が低迷していて、頼りの蔵米処分による収入が激減し、さらに、安永八年(一七七九)には忠鼎が奏者番に就任したため、臨時の物入りが増し、財政の見通しは真つ暗な状況であった。

水野氏は転封以来、家中の俸禄から借り上げを続けており、虹ノ松原一揆の前年、明和七年(一七七〇)には、さらに借り上げを増加して、知行方二百石以上は六割引き、扶持方は四割とした。もっとも、百五十石以下、二十五人扶持以下はだんだんに引き方が少しずつ用捨てられていた。

以上のことから明らかなように、藩士の生活はかなり窮乏化していて、明和六年五月には、借金するため中町の平野屋を訪れた藩士の佐藤某が、手代の千助に侮辱されたといつて殺人を犯したりしている。

財政自立のた

め産業開発

転封以来、藩当局は藩財政の自立を目指して、領内産物の利用を考え、明和三年（一七六六）ころには楮方を設けて、楮の買い付けと、増産を計画、浦方奉行を任命して、小川島の捕鯨現場に駐在させ、また茶碗奉行などという役人も任命して、唐津焼の産業化ももくろんだ。天明年間（一七八一）には石炭方と紙方の仕組が始まり、裕福な商人を御用問屋に仕立て、問屋を通して資金を貸し付け、生産物を一手に買い取って売りさばかせた。紙方の場合は、楮代、漕賃を前貸し、製品のほとんどを引き取って、一部を漕出紙として、生産者の処分に任せた。捕鯨事業についても、組出しに際しては藩庫から数千俵の米を貸して事業の運営を助け、運上は銀にして五十貫ほどといわれたが、事業資金の流れは巨額にのぼり、御用金の調達で、藩の財政に寄与するところが大きかった。

いずれにしても水野時代の唐津藩の産業の実態は、木崎攸軒著の『肥前国産物絵図』で明らかである。水野唐津藩が実収で二十万石から二十五万石の大名に相当するほどであったという世間の風評は、この絵図のためだったかもしれない。

松平定信の幕

府体制改革

天明七年（一七八七）六月、田沼意次次脚の後をうけて、老中首座となった松平定信は、八代將軍の孫にあたるが、財政的な危機から、もう一度活力のある幕藩体制に蘇生させようと、吉宗の享保改革にならって、七月十一日には当年十五歳の將軍家齊に「政事悉く享保の政に復すべし」と宣言させ、自分は將軍補佐となって幕政の改革に乗り出した。

八月になって次のような沙汰書が勘定奉行に下され、この沙汰書は大名領にも回覧されて、十月五日、唐津藩でも月番の大庄屋から組織ぎに庄屋元まで回覧された。

「一、百姓は国の本にて候。百姓の辛苦を察し、飢寒これなき様、心を尽し申すべく候。

一、百姓の風儀も近年、榮耀がましく、自から業にも怠り候様相成り候に付き、手余り地等も出来いたし、手入れ等閑に付き、作方も多分宜しからぬ様成り行き候事、甚だ以て然るべからず、右に及び候は畢竟、御代官の面々心得違ひこれある故にて候。已来は急度相心得候て、衣食住の儀は勿論、聊も榮耀がましき事これなく、万事節約相用い、取り計い事も手代にまかせず、自身勤めの儀肝要に候。百姓は上より遠く候に付き、疑い候様に相成り候。上下疑いこれなき様、潔白正路に取り計らい申すべく候。

一、……略……

一、山林、竹木猥に伐り取るべからず旨、古来より制禁に候所、近年諸国山々も多く荒れ候様に相成り候間、おのづから国用も乏しく、川々も埋もれ、出水の変も生じ候儀に候。前条古来より制禁の儀、堅く相守り、苗木等植え置き、油断なく申し付くべく候事。

一、近年一己の功を立つべきが為、運上又は新田等の儀申し出で、永久の儀も相計らず候間、古田は却って荒れ候様に相成り、或は用事乏しく、下々増し困窮に及び候をも厭い申さず様に相成り候事、主政の旨に違ひ、甚だ以て然るべからず候事。

天明七年（一七八七）八月」

唐津藩も、この沙汰書の示す現状の認識で、幕府の改革に習い、藩政の改革に着手した。寛政と年号が変わってからであった。（『水野家文書』写。唐津市立図書館）

五 藩政改革

巡見使、唐津領に来る

徳川將軍の代替りと田沼意次の失脚で幕政改革の機運が揚がってきた。天明七年（一七八七）三月、幕府は恒例によって代替わりに伴う巡見使を諸国に派遣することとしたが、六

月、松平定信の老中首座が実現し、七月には庶政を享保の制に復することが宣言され、幕閣の人事も一新されて天明八年（一七八八）三月には定信が將軍補佐に任ぜられるなど、あれやこれやで巡見使の地方巡視も遅れていて、唐津領に入ったのは翌寛政元年（一七八九）四月のことであった。巡見使の筆頭は幕府使い番の小笠原長知で、以下両番の者二人とともに、四月七日浜崎に一泊、八日、案内役の庄屋の説明を聞きながら領内を通過、その日は呼子に一泊して翌朝壱岐に向かった。

巡見使は唐津藩の検見の方法や年貢のことを聞いたり、飢きんに備えた非常米の準備なども調べたらしい。當時唐津藩では、米三千俵、稗^{ひえ}三百俵、海鹿毛^{ひじき}四百俵を用意していた。また唐津の言葉が江戸に似ているのはどういふわけかなども質問しているが、江戸に似た言葉が話される範囲でいどしか見聞することをしなかつたからであらう。

注 両番は番と書院番。

美濃、伊勢の河川工事に手伝い

寛政元年（一七八九）の三月には、幕府から美濃、伊勢両国の河川の浚^{しゅんせつ}工事を手伝うよう命ぜられた。手伝いといっても、経費の一部を負担せよということで、この時は九千八百六兩三分の拠出を強いられた。財政不足のおりから、これほどの金を捻^{ねんしゅつ}出するのは大変なことだつたと考えられるが、大したこともなく拠出し、五月十五日には褒賞の時服を、唐津藩家老はいただいている。このことは、直接国元の唐津には関係なく、江戸、大坂での資金のやり繰りが出来たからであつたらう。

唐津藩政改革に着手

寛政四年（一七九二）の秋は大風雨のため深刻な凶作となり、備蓄された非常米は全部放出し、翌五年には、多大な夫^ふ食^{じき}米^{まい}を貸し与えて、ようやく領民の飢渴を防いだ。この凶作のための領民の生活難と、藩財政の困難は、昨日、今日の原因によるものではなく、積年の弊が積もり積もつたも

ので、これを機会に、唐津藩も幕政の改革に習って、藩政改革にかかった。

寛政四年（一七九二）十一月、老役の二本松義廉は勝手方諸事取締を命ぜられ、藩政の改革、ことに財政の建て直しに全権を与えられた。義廉は先代義元の養子、二本松氏の通称は、いずれも大炊とか右仲とかいつていた。

寛政六年（一七九四）三月、地方巧者で知られ、当時普請奉行を勤めていた山中莊藏を、もとの代官に復帰させ、横目格の代官師役、すなわち代官の指導に当たられた。

注 巧者＝器用人、ここでは練達者のこと。

横目＝目付ともいう。江戸時代にあつた密偵、見張り役のこと。

代官復帰に際して、老役から山中に対して申し渡されたことは次のとおりであつた。

「近來村方の風俗、年を追ひ過分の奢^{ちぎ}りも附^つき、第一大小庄屋共始め、願^{ねが}ひ、歎^{なげ}きなど絶えず申し出で候。勿^も論^{ろん}村方の難^{なん}渋一向取り揚げず様と申すにてはこれなく候え共、一統を力附^つけ、丈夫に農業出精のため年来御恵み御救い下され候え共、今以てその詮^{せん}無く候。畢竟^{ひつきやう}村役人共邪曲^{じやく}これあり、御慈しみ専ら下へ通^とぜぬ事多く候。又役所向きの風儀流れ候事もこれあるやに相聞^{あひま}け候。右等の儀厚く相心得候て、手代共^て迄も不^ふ束^との筋^{すぢ}これなき様、専ら取り締り申すべく候。」

同年五月、老役から郡奉行に一通の書付けが渡され、七日からは山中莊藏にその手永代官（地域の代官）をつけて、手永（地域）の村々を隅々まで回らせ、十五歳以上、老人にいたるまで一カ所に集めて、老役からの書付けを読み聞かせ、このたびの改革に協力を求めさせた。

（一）農民の生活規制

規制示達 老役からの書付けは、はじめに奢^{しゃ}修^{しゆ}を戒^いめ、掟^{おきて}作法の遵守を説き、村中の親和を勧めるという一般

的な書き出しから、具体的に細かな日常生活にまで及んでいる。

この郡奉行への書付けは、当時の農民に対する藩の仕置きしおきの根源となるもので、少し長いが次に掲げてみる。とにかく厳しく農民の生活規制を意図した書付けであった。(『水野家文書』写。唐津市立図書館)

注 仕置き＝刑罰のこと。

「 御書出

一、御領内の者ども総て奢りたる儀これなく、分限相守るべきの儀は、前々よりの掟おきてに候処、近年何となく世上浮華の風俗漸々相移り、大小庄屋を始め百姓ども迄その身不相応の暮し方、格外の儀どもこれあり、一、体村役人ども懦弱だじやく身勝手に相成り、村方の良く生い立ち候様にと精心を入れ、取り計らい候者は甚だ以て稀まれにて、無益の費えのみ相増し候故、質素正直に立ち戻り候様折々沙汰さたに及び候へども、当時にては奢りおどを奢りとも心附かず、身勝手も仕来りと心得違ひ、相改めずやにも候えは、此度尚又未々迄行き渉り候様、じつくりと申し付け度候。第一、一組一村の長にも申し付け候者は、その身の所業、取り計いの善悪にて下に立ち候百姓どもの為にも不為にも相成る事に候えは、御制禁の条々は申すに及ばず、諸役所に於いて臨時に申し付け候掟おきて、作法の類迄大切に相心得申し付けを相背かぬ様心を附け、本業に相進み、余粟あわを以て家内養育も相届き、村方諸掛り物高、いさ、かにても相省き、居村々々の民俗手厚く相成り候様、常々専ら教導致すべきの処、左はこれなく、村方の興廃、民力の厚薄、曾て役儀の預る所にこれなしと存じ、百姓ども親愛致さぬより誠の尊卑と隔て候ごとく諸事身分を誇り、取り扱い候故、下々の憂苦うれひを詳かに相達せず、縦令見聞に及び候事にこれあつても、その身不正しては糾明も行き届き難く、多くは名頭惣代なまがしらなど身勝手の取り計い致し候者に打ち任せ置き、剩あまえ奸曲かんまがらに与し、割り渡すべき用捨、夫食ふじき、救い等をも押

え候の類は言語道断の至り、此のみならず己が私の致し度き儘ままに致し、偏ひとえに務むべき役筋を怠慢たいまんいたし、近年の不成行を相唱え、拝借の願ひ、歎なげきを専一にいたし候えども、是を以て年柄としがらに應じ、夫々用捨の取り計いこれある事故、強いて申し立て候筋しんにこれなく、殊に拝借相増し候ては、その極、村方の衰え候儀とも相弁わまえず、その時々の間を合せ候えは、事済み候様に相心得候者もこれあると相見え、後々上納行き支つかえ候節は相対借用の分をも書き加え、役所へ勸弁の内分願うちぶんねがい候様なる不束ふつつかの儀もこれあり候。多年の御憐恵れんけい莫大の儀に候えども相立たず候者は畢竟ひつじやく本を忘れ、奢りおどりに流れ候故、余粟も費用の不足候様に相成り、夫よりして種々の貪慾どんよく邪曲じまがらも生じ、役儀を役儀と存せざる基もとにて候。村役人ども右体の宜しからざるを志こころこれあり候ては、御恩沢この上年を積み候とも、民力の扶助に相成らず、益々奢りの費えを償なうに等しく候は、急度きつと分明の村毎むらごとの邪正相糺たがすべき事に候えども、その中には今より先非を悔い、正路の志に改め候者もこれあるべく、然るを同罪に取り行い候は、元来好む所にこれなく、これに依りて、小過併なごびに仕来りの心得違ひは旧悪を宥免ゆるめせしめ、取り揚げ間敷候条、今一応身の程々を相守り、役儀正敷く、宜しからざる仕来りは相改め候様、巨細に教諭ありたく候。大庄屋始め村役勤め候者は、小百姓に至る迄までを親睦しんもくいたし、本業に精出し、力附ちからけせしめ候様相導き候はば、実に役儀の本意たるべく候。尤も、その功分相立つるに於いて賞美あるべき事は勿論もちろんに候。斯かくの如き村役人ども心を用い、取り計らい候上、百姓ども非分の儀申し候者候はば、何分にも咎とが申し付くべく候。若しこの後も村役人ども旧習を改めず、非儀の取り計らいこれある者は一段の重罪免れ難き事に候間、右の趣一統いっとう會得えとくいたし候様これあり度候。

(以下、箇条書きで、つぎのような内容が続く)

一、百姓は愚昧ぐまいなので、村役人の説明をよく理解できずに、疑問をもつことが多い。大庄屋以下は権高に押し

つけがましく取り扱わず、納得のいくように、親身に世話しなければならぬ。

一、村毎に一カ月二回、大庄屋の家に名頭、惣代を集め、耕作手入れのこと、用捨の数量、村の費用などを説明する。

一、小さな村は百姓全部を集めて、さきの説明をし、分らぬことは庄屋に尋ねさせる。

一、以上のことは、組頭から組下に説明させ、わからぬ場合は名頭、庄屋、大庄屋迄尋ね、それでもわからなければ役所に尋ねる事。

一、大庄屋は月に一、二回腰弁当で組中を巡視する。

一、米俵には小石など入らぬように注意する事。

一、大検見皆損田願い等は、地味違いや手入れ不足による事も多いのでみだりに願い出ぬ事。

一、長崎巡察の往来経費は寄組間で平等に負担する事。

一、村方の出店は、丸、散、膏薬、酒、豆腐の外は禁ずる。

一、町方に地所を借りて住みついている者は村に帰って新田開発や紙漉きをやれ。

一、郷組や船宮の家内の者で農商に関わる者は郷町の人別とする。

一、役所に出す届け、伺いの書類で、その場限りのものは紙の節約のため簡略にせよ。

一、諸役人巡郷の節、接待費など余分に支出しないよう、村費の支出明細を出させる。

一、小前の百姓に割賦して負担させる品は、必ず負担する者の署名捺印を要する。

一、藩からの拝借米と、個人で貸した米を一緒にして、役所の名を借り取り立てるから、不作の時に上納が滞つて、自分の分だけ取り納めることになる。役所貸し付けの分と、個人貸しの分は明白に区分しなければ

ならない。

一、役所から借用の米銭には、組合が連印して証文を出しているのに、拝借主ができなくなるとすぐに猶予願などを出すことがある。証文を出すからには連帯で返済すべきである。」

大小庄屋に対しても次の通り厳しく生活規制が示達された。

庄屋へも行動規制

一、大庄屋の息子を代役として勤めさせるのに、役所向き不馴れということは止むをえないが、役儀に不相応というのは認められない。

一、大庄屋が収入の良い村へ転村を希望して、役所向きに運動するのはいけない。

一、村方から役所へ納める品物や、藩士から個人的に頼まれた品物を届ける時は、その品の軽重、運搬距離を考え、人足に無駄のないように村役人は考慮せねばならない。

一、大小庄屋の役宅の造作を次のように制限する。

大庄屋宅は玄関無用、座敷は八畳板天井、次間八畳網代天井、三ノ間六畳麦殻天井、小庄屋宅は玄関無用、座敷は八畳網代天井、次間六畳麦殻天井、三ノ間四畳天井なし。

一、狩り先へ出役するときは半纏無用。(これは領主の狩獵にお供する時、定紋入りの公用時に着用する表衣は着用せずともよいということか)

一、大小庄屋が手使として使う人夫は、なるべく人夫賃のいらぬ内夫、すなわち家内使用の者を使うこと。

一、村方にも関りのある、藩規模の御祈禱会や、祝事の時は、三手永から大小庄屋一人宛、惣代として出席する。特別に指図のないかぎり、全員出席の必要はない。

一、大小庄屋は御用の節も、平日は袴なしでよい。

一、大小の拵えは質素に、白鯨金目貫などは不可。

一、衣服は妻子どもまで木綿半晒しの外無用。

一、婦人の髪飾りは鼈甲銀細工無用。

一、嫁娶、葬式は分相応に、家の造作、修理は無用。

一、蛇の目傘、天鷲絨緒下駄、草履は無用。百姓は傘、下駄、足袋、雪駄ともに無用。もつとも、作男を召し使うほどの者は用いてよい。

一、大小庄屋の提燈に紋所は不用。何組大庄屋、何村庄屋と記すこと。

一、村役人とも用談の会合に酒盛を禁す。

一、大川野、徳須恵および呼子の民家は、休泊の客もあることだから造作、修理とも止むをえない。以上。

寛政六年（一七九四）寅五月」

注 手使てまじ 大小庄屋の使い走り人夫のこと。

(二) 欠米の改革

欠米かぐまい（かけまいとも読む）、すなわち年貢米納入のおり、一俵の内容を改めて、定量に不足の分は欠米として、その不足分を差し加えた。唐津藩では、当時欠米の量が二升を越えるとき、その俵だけに不足の分を差し加え、さらに一俵を選んで枴ますを入れ、その不足が二升未満の時、その不足分を残りの総俵に補充した。もちろん、不足がなければ、そのまま蔵入れとなった。

一俵は三斗入りで、納め枴一升で三十杯を数えた。二升以上もの欠米がでるのは、よほどの感違いか故意としか考えられない。

欠米の改革では、一升以上の欠米がでたとき、これは枴違いによるものと判断して、その俵のみに込米こみま（こみま）といもうし、さらに一俵を選んで、その枴入れの結果で、残りの総俵に込米した。もし二俵目も一升以上の欠米がでれば、初めの欠米と平均して、総俵に込米させた。

また枴入れ、すなわち枴を使つて、実際に量る時は、霜降りの量り方、見切りの枴目など、微妙な仕方があるので、農民に疑いをもたれないよう、収納の役人に厳しく申し付けた。

また三合以下の欠米の時は、これまでのように、俵の口を解いて込米せず、差して込米させた。

欠米の改革に際しては、欠米がでないよう、村役人は特に念を入れ、もし大量の欠米を出す村方は厳しく処分すると警告し、必ず蔵場には蔵奉行と代官を一人ずつ出役させることにした。

もつとも、農民の方では、蔵場で欠米がでるのは、俵実、すなわち俵の味が不足するのではなく、役人の計量が厳しいからである、反感を示す者が多く、代官に「御蔵場取ると取らるゝとの争いの場所の様に罷り成り申し候」と慨嘆させたように、執拗な農民闘争の現場ともなる年貢米納入時の蔵前であった。

(三) 検見法の改革

風水害や旱害かんがいおよび虫付きなどで米作が平年作を下回り、例年通りの年貢納入が困難な時は、藩に願ひ出て検見、すなわち作柄の实地調査を実施してもらい、年貢の減免を願った。

検見法には大検見、小検見があり、また検見に準じた作柄の見分けも行われた。

唐津藩の大検見は、幕領で行われる有毛検見ありげけみに似ており、小検見は畝引検見せびきけみに似ていた。唐津藩は元来土免法どめんほうの行われた所らしく、土免法の欠点を補う意味で検見法があつたものと思われる。

注 有毛検見 田畑に生育中の発毛している農産物に対する検見法。

畝引検見^{せびりけんけん} 收穫不足額に依じて反別を減らす検見法。
土免法^{どくわほう} 田畑の本高のこと。一反歩から收穫した粃を五合摺りにして得られる米高。

改革以前に行われた唐津藩の小検見は、田ごとに一坪当たりの出来粃を、目分量で何合と見当をつけ、作人の農民において承知しない時はさらに枳^ま入れして、一坪当たりの出来粃を確かめ、その上で、平年作の出来粃と比較して、何割の不作と定め、不作分を田の畝数にして何畝何歩の出来劣^{おち}と見立て、その分を持ち高の畝数から控除した。小検見は申請された田の一枚ごとに実施されるので、手間も日数も経費も多くかかり、そのため現実には要望されることも少なく、水野藩になってからは一度も実施されたことがなかった。しかし、小検見は、持ち田に下田などの悪地の多い小農民には有用な検見法で、中農以下には歓迎された。

いっぽう、大検見は村全体を対象として作柄が見積もられ、それも、村方からあらかじめ一村の作柄を、頭上、全上、上々の上、上々、上、中、下と分けて粃目録を作成し、粃目録によって、主として話し合いで一村の免下げ、すなわち年貢の割合を少なくするものであつて、実際には平年作の田でも、不作の田でも一様の税率で年貢を割り付けられることになる。これでいくと、上田などを多く持った中農以上の大農民ほど都合のよい検見法といえた。しかし、粃目録の作成は、小村では困難であり、大村では、いろいろと作柄を加えて、村方に都合のよい作り方をとられた。

いずれにしても、大村、大農民に都合のよい大検見は、藩の役人と村の役人との馴^なれ合いで、寛政(一七八九)のころは、年貢収納を減少させ、また農民の間に、不平等感を植えつける結果も生じたらしい。そこで、検見法の改革が日程にのぼつた。

新しい検見の仕法 はじめに、大検見に際しては、粃目録の作成を厳格にし、これまでは余り実行しなかつた坪

刈りも厳正に実行し、また大検見の申請も百石に三十石の損毛、すなわち三割以上の不作でないとして受け付けないうことにした。このように条件が厳しくなると、場合によっては、免下げのための検見が、かえつて免上げにもなりかねないことになる。そうしたわけで、大検見は有名無実となり、これまでの大検見に代わる新しい検見の仕法が村役人をはじめ、農民一同からも要望されるようになった。そこで次のような措置がとられた。

「大小庄屋共へ」

去年も大検見皆損田^{せんてん}、正路^{せいぢう}に取り計らい候様申し付け、見分の役人賄い等費用これなき儀は、御仁恵の次第委細に申し付け、且つ又世上検見の仕法、村方の入用多く相掛り候様取り計らい、又は検見相願い候村々、稲刈り揚げ手遅れに相成り、翌年迄も難儀に相成り候取り計らい、全く、検見度々相願わず候仕法にて、百姓救いの検見にこれなく候も相聞け候、尚又、去る二十日申し渡しにも、見分の役人は嚴重に取り計らい候間、正路にいたし候様申し付け、難村の者三合以上立毛^{たてけ}少分も割り引きに、御救いとして仰せ出らるべく申し付け候。然る処、向後大検見相願い候事相成らず様相心得候者は、如何筋と不審の事に候。

数年来、大検見と申し候も相願い来り候事に候えは、随分正路に致し、相願わず候ては、御収納皆済相成らず村々は是迄も遠慮なく相願うべき事に候。

一、是迄大検見相願い候村々も、全体大検見と申し候者は年々の立毛^{たてけ}、土免^{どくわ}に取り合い申さず候に付き、大検見相願い候筋には候えども、百姓人別に作合^{さくあひ}出来候者にもこれなく候えども、その年の稲草により善悪もこれあり、風水早の痛みも人別に違い候えは、免下げにては正路にこれなく候に付き、検見の仕法今度相改め候様、村役人は勿論^{もちろん}、百姓ども迄一統相願い候筋にも候はば、その村方は勿論、左の通り検見仕法相定め申すべき事。

検見仕法

一、その村当免を穀にして三分糶、四分糶の作徳米相見え、立毛劣の分一割より九割迄次第に見分いたすべく候。三合以下の立毛は皆損田に取り計い申すべく候。且平均合毛割り引きの節、合勺は五より以上は進め、四以下は切り申すべく候。且つ又割り引きに引き去り候釣の合勺は切り棄て候事。

一、上中下、下々田反別帳の通り地味併びに字附きなど、皆損田帳面の通り、類寄帳、野取帳相認め、その田
く平均合毛見積り相記し申すべく候。野取帳を以て、田方一々見分の役人相改め申すべく候事。

一、検見の田方残らず相改め候上にて、上田 平均合毛相定め候には、上田の内にて上毛 下毛歩刈りを式歩いたし候て相定め申すべく候。中田下田下々田も同様取り計い申すべく候。尤も、切り出しこれあり候えば、その地味の田方平均合毛へ切り出し相見え割り引きに取り計らうべく候。併びに田方一々見分の上候えば、見分の割り引きより過ぎに相成り候分は差略の上、切り出し勘弁もこれあるべき事。

一、……以下略……

(寛政八年「一七九六」)

辰八月

注 損田 播種後、自然災害などで収穫が減少した田地のこと。

正路 正当、不正ないさま。

作合 作りあひとも読む。名請人の名前に何々分と書き、その分、小作とされている。

合毛 検見に際して坪刈りの場合の出来高予想基準のこと。

この検見仕法は、従前の小検見を一部改めたものであった。大検見は名だけ残り、実際は行われることなく、改正された小検見が行われることになった。大検見は、土井の時代の享保以降、農村の階層分化が進んで、地主

農民が多くなるに従い、小検見を追放して、一般に普及したものと考えられ、時代を経るとともに、農村の衰退を現出させ、寛政(一七八九)の段階で、農村の救済策として、小検見が再浮上したものであったろう。

(四) 諸用捨の整理

年貢割り付けで重要な諸用捨引きは土井の時代に始まるといわれる。すなわち土免制の実施で、年貢率の免が一定期間固定され、そのため免の上げ、下げが停止されるので、作柄の良し悪しで左右される農民の年貢負担力が、免下げに相当する用捨引きで調整された。

用捨引きは、年貢算出の基礎である村高から石高で差し引かれた。例えば、仁部村の天明八年(一七八八)の免状をみると、村高四百八十石一斗四升八合の内から、川成り並びに道引き(道路成り)として百三十一石三斗八升九合、申(天明八年)虫入り風損用捨引きとして十一石五斗、申別段救い用捨引きとして十二石の計百五十四石八斗八升九合が差し引かれ、残りの三百二十五石二斗五升九合が年貢賦課の対象となっていた。川成りと道引きは常引きで、毎年差し引かれるが、虫入り風損や別段救いなどの用捨引きは当引きと称して当座の差し引きであった。さて、用捨引きには実際の实地見分で用捨されるものと、村の様子、農民の生活、世間の評定といった、確かなつかみどころのない状況判断からの用捨とがあったようである。虫入り風損用捨引きとか、検見用捨引き、免下げ用捨引きなどは前者のもので、救い用捨引き、別段救い用捨引き、別段外救い用捨引きなどの内容不明の用捨引きは、後者に属するものであった。

いずれにしても、いろいろの名目の用捨引きがあつて、そのため、年貢賦課の基礎となる村高が、差し引き控除のため減少し、従つて年貢量も減少する結果となり、藩財政の維持あるいは建て直しにとつて、ゆるがせにできない問題にもなつていた。

諸用捨引きの整理は検見仕法の改正と並行して行われており、その結果は、仕付け用捨引き、弱百姓用捨引き、用捨引き、免下げ用捨引きの四つを残して、他はいっさい廃止されることになった。

仕付け用捨引きについては、前年の作柄が格別に悪く、今年は田植への用意もできかねるほどに困窮した村に對して認めることにした。弱百姓用捨引きについても、経営力の弱い農民の多い、いわば貧乏村に對して、立ち直りのために三カ年を限度として認めたが、なるべく三カ年の内に経営力をつけるよう、大小庄屋の力添えを要求した。用捨引きについては、何を用捨するのかわからないが、いずれにしても窮迫した村を救うための引き方で、一カ年を限ってとりあえず存続を認めていた。免下げ用捨引きについては、實質的に免下げに相当する額を用捨を求めたものと思われるが、これもなるべく認めないという方向で、いちおう存続を認めた。もつとも、免下げ用捨引きは、御物成りに畝高と取り合わない村方に許されたものといわれ、年貢米の量と、田畑の畝数と不釣合の村方とは、どのような村をいうのか、藩政時代の土地制度と貢納制度には分らないところが多い。

諸用捨引きの整理で、寛政六年の用捨高に比べ、中通りで八百七石五斗、草野で六百七十五斗、北方で七百一十一石の減少があったが、この年は夏以降の長雨と虫付きで、九月には検見、皆損、水損の見分け願いが殺到し藩側では見分けを打ち切つて一方的に、三手永（中通り・草野・北方）で合計一万九千三百三十二俵二斗二升六合の年貢を減額し、加えて六千二百六十八俵の夫食米を、当座の食料として放出、貸与した。

用捨引きは、寛政十一年（一七九九）にはいっさい廃止された。その代わりとして御救米が年貢免状の内ではなく、年貢外で、何十俵とか、何百俵とか、俵数で与えられた。

(五) 枧使いの改正

寛政八年（一七九六）の春には年貢米の枧の計り方、すなわち「向霜降り、手前引き落し」という斗掻きの使

い方をやめ、その代わりに、一俵につき一升の込み米を収めるように要求した。向霜降りというのは、枧の向う縁に米粒が乗つかつて、少し残す斗掻きの入れかたで、手前の方は斗掻きを引き切つて落すもので、枧取りの手練の技がものいうところであった。

唐津藩では納
唐津藩では納
唐津藩では納

め枧を特製
納め枧の一升は京枧の一升一合に当たるといわれるが、正確には一升九勺四才九七である。納め

枧は一升枧だけしかなかった。年貢米の一俵は、納め枧で三十杯、三斗入りだが京枧では三斗三升といわれ、三俵で一石、すなわち「三ツ石」と称された。しかし、三斗三升で三俵なら九斗九升で、一石には一升足りないことになる。この一升が向霜降りの量り方からでてくる。実際の収納俵についての資料では、一俵に三斗三升三合二勺七才となっているので、向霜降りの量り出しは三合二勺七才となる。三合二勺七才の代わりに一升の込み米というのは虫の良い話であった。

注 込み米 目こぼれ米、こめまいともいう。年貢米納入のとき一俵に一升を補充した米。

農民側の反対で一升込み米は撤回されたが、代わりに三合枧を新調して、これを使用することで、向霜降りをやめることを提案した。納め枧の三合は京枧の三合二勺七才で、向霜降りの量り出しと同額になる。ここで評価できるのは、斗掻きの使い方まで量目に変化を生じ、蔵前での争いが避けられることで、三合枧の使用が農民にも承認された。この折、ついでに斗掻きも新調され、長さ一尺二寸、回り八寸の、大振りな竹製となった。これは寒い時に手がかじかんでも、使いやすいよとの心遣いからであった。

(六) 田畑売買地及び質地の調整

田畑の永代売買 と頼納質禁止

幕府は寛永二十年(一六四三)三月、「土民仕置覚」で田畑の永代売買を禁止し、併せて頼納質を永代売同様に禁止した。永代売買を認めると、裕福な農民はますます田畑が増え、小農民は田畑を失い、しまいには一村の田地は一兩人の所持となり、あるいは他村の農民のものとなるおそれがある。徳川の幕藩体制は、一町前後の田畑を所持し、十石程度の高を持ったいわゆる封建小農「本百姓を経済的な基盤としていたので、田畑の永代売買を認めると、体制の維持が難しくなる。ところが、農業の生産力が増え、都市の商業活動が活発になると、貨幣経済は容赦なく農村に浸透してきて、田畑を質物に預けて借金する者が多くなり、寛文六年(一六六六)十一月には、質入れの際は庄屋、五人組の加判を義務づけた。ところが、貞享四年(一六八七)四月、質地を取った者が年貢を納めず、質地にして、自分の田畑をなくした者が年貢だけは納めているという、いわゆる頼納質が多くなったので、厳しく禁止していた。当時質地の年季は十年を限度とし、質流れとすることを禁じていたので、年貢の納入は入質以前の姿としたものだったのか。いずれにしても、質流れの田畑が増え、実質的に地主の発言権が力を得、元禄八年(一六九五)六月には、質流れを公認することに政策が転換された。

注 頼納質「らいのうじちともいう。年貢諸役を質入れ側が上納し、質取り側は負担しない質入れ形態をいう。

享保(一七二六)の改革では、商業資本の農村への浸透を押しやるため、享保七年(一七三二)四月、再び質流れ禁止令が出された。この禁止令を盾に、各地で質地取り戻しの農民騒動が起こった。そこで、翌享保八年八月に、前記の禁止令を撤回することになった。このようにして、実質的には田畑の永代売りに等しい質地の質流れが公然と行われることになる、農村では貧富の差が大きくなり、田畑を集積する少数の富農と、小作を主と

する多数の貧農が、一村の共同体的な社会を構成することになり、ことごとく利害が対立して、農村社会が不安定なものになった。

唐津藩で土地移動 動に対し布達

寛政四年(一七九二)三月、唐津藩では次の布達がなされた。

「百姓持ち地、持ち山、相対を以て売り渡し候節、抜け地せしめ候類これあり、右売買証文に

村役人印形せしめ候は、田畑畝歩、山所間数など委しく改め、間違ひなく印形せしむべき処、

その儀なく、売買人の申す旨に任せ、糺し行き届かずに証文相渡し候より争論も出来たり、不埒の事に候。是迄は勘弁を以て、軽く咎め置き候えども、追々類も殖え、尚更不埒に候。以後は右体の不埒の取り計い致し置候村役人は厳敷く咎め申し付け候条、その旨相心得、拠なく売買させ候はば村役人双方相糺し、組合は勿論、先方大庄屋にも熟談せしめ、違論(異論)これなき様に取り計い申すべく候。」

これで見ると、唐津藩では質地としてではなく、売買地として田畑の所有権移動が自由に行われていたと考えられる。もちろん「田畑永代売買禁止令」は厳然として生きていたのだが、無視されていたようである。

ついで寛政六年(一七九四)四月の布達では、寛政四年の布達で農民間に動揺が生じ、不正の証文で田畑の売買をしたと信じる者は、証文の書き替え、あるいは証文の無効を言い立てた。しかしもともと売買で争論を生じるような申し分が当事者にはない場合は、売買証文を書き替える必要はないこと、問題となるのは、抜け地などの不埒な証文で、この種の証文は、後年申し分が生じないように処置させるようにした。

田地調売買仕法制定

そして寛政七年三月には、次のような「田地調売買仕法」が定められた。

- 一、無高、無証文にて沓割半以上の利、過分の分は元に入れ、なし崩しに取り計い申すべき事。

- 一、右類、双方申し口一決致さざる分、地所取り揚げ置き、勘弁の上沙汰に及ぶべき事。
 - 一、右類、双方申し口揃い、一割半以下の利は、有高買主へ受け持たせ、証文の儀は米錢借用の所により村役人又は親類たるべき事。
 - 一、証文これあり候えども、無高の売地は第二条に準じ候事。
 - 一、拔高にて売買これある分、不法の儀に付き、有高買主方へ引き渡し、証文仕替え申すべく候。銀高に應じ高利の分は以後一割半の利積りにて証文これ迄仕来たりの判形に仕替え申すべく候事。利安の分、銀高に應じ借り主出銀成り、不成りの趣、得と相糺し、三年五年七年或は十年賦にも返済致さすべく候。
 - 一、右類、無証文双方申し口揃わず候分は第三ケ条に準じ候事。
 - 一、有取高質地の分、一割半以上の利、以後御定法一割半の利潤に相当り候様に証文仕替え申すべき事。
 - 一、田地当てに米錢借用の分、一割半なし崩しの分、積りを以て取り計るべき事。
 - 一、永代売の儀御制禁の処、連々相止まず、宝曆十三年（一七六三）以後高利の永代売り、此節取り調べ、上借り等の差略を以て讓地証文に仕替えさせ申すべく候。
 - 一、年限極め、質物に指し出し候地所、限過ぎ候えば永代流れ込み、受け返し相成らずの文面これある証文、宝曆十三年以後の分は此度受け持ち戻り申すべく、万一借り主難渋の節は質証文に仕替え申すべき事。
 - 一、一名の内抜け地いたし、跡地畝幸にて村弁に相成り候分、買主分反別差略の上、受け持たせ申すべく候。
（寛政七年）
卯三月
- この売買地、質地の調整で、いわゆる不正、不埒の売買地、質地、分地はある程度押えられたが、証文上の文言の書き替えが主で、肝心の地主制は着実に進行し、農村社会を変えさせていった。

注 有取＝有幅、有歩などともいう。検地帳や名寄帳などの土地台帳の面積でなく、実際の面積をいう。

(七) 新田畑の開発

唐津藩の藩政改革は、寛政六年（一七九四）から八年にかけて集中的に実施され、その間、七年には凶作のため思わぬ痛手を受けたが、いちおうの成果をあげたものとみえ、指導代官の山中莊蔵は新知百石の給人に昇格、「村方の取り計い筋よく、一統に行われたり」という賞詞をもらった。

注 新知＝本領のこと。

新田開発促進の内達

いちおうの成果はあげたものの、財政の不足は続き、従って少しでも田畑を開発して、年貢収入を増やそうとすることは変わることのない農政の基本の一つであった。寛政九年（一七七七）二月、新田開発を促進するための内達が本庄屋に示されたが、その内容は、新田が例え本田畑同様の收穫があつても、年貢の定率は一割とする。また畑年貢さえ納めていけば、木綿、たばこ、茶などの商品作物を作つても一向にかまわない。ただし、畑を田に直せば増高となり、免も上げることになる。その逆の場合は免下げの措置が取られる、ということであった。もつとも、無高の野地に新畑を開き、一毛作をする分は、寺沢氏の時代から勝手次第で、もちろん年貢を出すこともなかった。

この内達でどれほどの新田畑が開発されたか不明だが、後の記録では、この時期に、「新田畑の端ばし迄御検地相増し、大いに相苦しみ罷在り候」とある。新田畑には、隠田の摘発がかなり含まれていたものと思われるが、これまで無年貢だった一毛畑さえ、状況では高入れが行なわれた形跡がある。翌寛政十年の大小庄屋に対する書き出しに、

「……、先づ以て新溜築立て、或は古溜手入れ等、全く本業にかかり候段委細御賞美の趣、一段の事に候。然

らば御沙汰の通り追々御仁恵の上は村々弱百姓ども力付き申す理に候えども、今以て力付き申さず、拝借等は相重なり、我等ともに当惑此所に候処、此度米拝借併びに丑年（寛政五年）夫食拝借、棄捐に仰せ出され候」とある。新田畑の開発、用水確保のための溜工事などで、かえって農民が疲弊したらしいことがうかがわれ、次のような棄捐が実施された。

「一、種子米拝借三千式百七拾九俵

此利九百八拾三俵式斗一升

一、御救米拝借五千四百七拾六俵

一、板木組三ヶ村拝借八拾俵

此利八俵

一、村々年賦拝借残の分

式千百八拾俵式斗四升

一、馬場村市右衛門拝借拾六俵

一、長部田村粃種子併作夫食拝借の分拾九俵

一、御代官役所貸付千俵

此利式百俵

一、赤坂村拝借延納の分拾五俵

都合米壹万三千式百五拾七俵壹斗五升

外に

一、丑年（寛政五年）夫食拝借

錢千百五拾九貫六百六拾九文」

以上の拝借米銭の棄捐は、新田畑の検地に対する農民の不満をなだめるためのもものではなかつたらうか。隠田を難しくした「田方反別谷分ヶ帳」の一筆一筆にイロハ番付けを施したのも、このころのようであつた。

(八) 手永の編成替え

手永とは代官の管轄区域をいう。しかし、この言葉は水野氏の時代から使われたものらしく、土井氏の時代には何といつたか不明。

玄海町区域

代官の管轄区域は松平氏の時代には、北方、南西目、川上り、草野、怡土郡に分けられていたらしい。土井氏の時代には、北方、川上り、草野と三つに分けられたが、元禄年中には北方、草野の二つとなった。しかし宝暦九年（一七五九）にはまた三つとなり、北方、中通り、草野となった。水野氏

の時代にも三つに分けられていた。

○北方手永

神田、佐志、馬部、打上、赤木、名古屋、今村、有浦、入野、切木の十カ組

○中通り手永

唐津、和多田、千々賀、徳須恵、上平野、板木、黒川、畑川内、井手野、大川野、牟田部、の十一カ組

○草野手永

鏡、平原、七山、五ヶ山、巖木、馬場、大野、久里の八カ組

寛政十年（一七九八）七月、上平野組が解体され、その組村は神田、徳須恵の両組に分散編入された。

菅牟田、竹木場、唐ノ川、重河内、成測の五カ村は神田組へ、上平野、小平野、下平野、山彦、行合野の五カ村は徳須恵組へ、それぞれ分けられた。

またこの年、二手永から二手永に編成替えとなり、中通り手永は解体され、組村はそれぞれ北方、草野の両手永に分散編入された。

牟田部、山本、徳須恵、大川野、和多田、唐津の六カ組は草野に編入、草野手永は十四カ組となり、畑川内、板木、黒川、井手野の四カ組は北方に編入され、北方手永十四カ組となった。

二手永制は小笠原氏の時代にも引き継がれたが、水野氏の時代からは一万七千石が上知されて、七山、五ヶ山、厳木、大川野の各組と、平原、馬場、井手野の一部が幕領となり、文政二年（二八一九）四月には、大野、山本、牟田部の各組が解体、久里、馬場、和多田の各組に分散編入されて消滅したので、北方手永から畑川内、板木、黒川、井手野の四カ組が草野手永に移り、北方、草野双方十組の体制で明治まで残った。

(九) 藩財政の収支一覧

寛政の藩政改革で、藩の財政状態は改善されたものかどうか判断しかねるが、ここに、寛政十年（一七九八）九月作成の『年中御入用大積』という藩の財政収支一覧があるので、みてみたい。

唐津藩は赤字財政

藩の一年間の年貢米収納高は、寛政七、八年の平均で十一万八千二十八俵一斗九升八合とある。これは藩の草高七万六千七百七十五石に対して、おおよそ五割一分ほどで、まずは五公五民に近い。しかし詳しく検討すると、当時は草高の内一万石近くが土免用捨その他で控除されていたので、六公四民に近くなっていたかもしれない。いっぽう、諸運上や専売益金、借入金その他の現金収入は六千四十五兩一分と、銀で八匁ほどがあった。

支出をみると、年貢米の五割五分強に当る六万五千八百六十八俵余が藩内の知行その他の人件費、二万二千三十九俵余が、部外あるいは民間への放出分。そして残った三万百二十一俵余が市場に払い出されて現金化された。当時は現米一石が銀で五十匁、銀六十匁が金一兩なので、払い出された藩米は八千三百六十七兩余の現金となった。

この払い出された藩米代金は、諸運上、専売益金などの現金収入に加えられて、総額一万四千四百十二兩一分と、銀十一匁四分三厘七毛となり、この金で藩の経営が行われた。しかし、そのうちの六割二分五厘に近い九兩は江戸御入用打ち切り高として、江戸に送金されていた。

藩内の人件費は、知行方、扶持方および隠居料、切米（蔵米）方および役料、役扶持、附扶持で四万千十六俵余、小役人の切米、扶持方一万九千三百六十俵、茶盃師、船手、諸番人の給料、勤米、扶持方二千八百七十三俵余、仲間、下男等の給料、扶持方千九百五十八俵余、奥向きに六百六十九俵余となっていた。

また国元からの江戸回米がどれほど送られたかはわからないが、そのうちの五千四百九十一俵が、江戸の諸入用に当てられており、江戸回米の運賃として千八百五十一俵がでている。その他大きなところでは、「臨時書き出し被下米」として五千九百六十三俵、「大殿様合力米」として二千三百五十俵がだされた。大殿様とは先代の忠臣のことか。忠臣は隠居したが、しかるべき従者を付けられ、相應の一家を主宰していたようだ。

現金収入の内容は、鯨組運上と株式の上納金千六百六十六兩余、浦山方諸運上が千六百二兩、紙方の益金千八百六十九兩が主なもので、現金収入の七割六分強を占めていた。石炭方の益金は百二十三兩に過ぎなかった。

浦山方の諸運上については、寛政元年（一七八九）の巡見使鑑によると、鯖網三十三カ浦で運上銀が五十一貫五百五十匁ほど、鯖網は大敷網で、捕鯨につぐ大規模漁業である。ついで諸網運上が四百三十九帖で四貫三百七十

二匁、鮎川運上一貫二百匁、白魚川運上六百六十匁、塩浜運上が二カ所で五百七十匁、松茸山運上が二百十匁となっており、合計すると、五十八貫五百六十二匁となる。銀六十匁金一兩で換算すると九百七十六匁余となる。寛政十年（一七九八）の大積りでは六百二十六匁の増となっている。いっぽう、町方の諸運上、冥加金、寸志の類がまったくみられないのは、どうしたわけだろうか。

現金支出については、その六割二分余が江戸向けの送金であり、その他に江戸道中金千三百七十匁余、これは参勤交代のため。長崎道中金百三十八匁余、これは長崎巡察のため。唐津士分、軽輩の給金、手当の類および役所の消耗品など合わせて千四十八匁余、その他、加島十郎兵衛、大島長兵衛よりの借り入れに対する永年賦の返済金千六十九匁余、金奉行の諸払い千六百四十五匁余は備品購入費か、また臨時入用十年の実績による平均として千九百七十七匁余が計上されている。その他は略して、現金支出の総計は一万九千四百九十三匁一分と、銀で十四匁三厘四毛、現金収入は総額で一万四千四百十二匁一分と、銀十一匁四分三厘七毛なので不足が五千八百一兩と、銀二匁五分九厘七毛となる。これを米に換算すると一万八千二百九十二俵ほどになる。毎年これだけの赤字が予想される藩財政の改善は尋常の手段ではできにくかったとみられる。

六 藩校「経誼館」の開設

寛政十三年（二月五日、享和と改元）一八〇二）正月二十九日、藩校「経誼館」が城内三の丸の松原小路に新築開校された。構内には孔子廟、講堂、学寮などがあり、堂々とした構えであった。当時の経誼館の中門だったというのが現在、唐津市西寺町の大乗寺の山門として保存されている。この門は水野氏転封の後、小笠原藩に引き継がれ、藩校「志道館」の中門となり、明治になって松原小学校、唐津監獄に引き継がれてきた。

学校建設の責任者は年寄の二本松義廉、学政全般の取り締まりには家老の水野三郎右衛門が当たった。校長兼

教授には儒者の司馬広人弼、助教に司馬広司と吉松新太郎が任命され、経書講読の助手には若干の藩士が動員された。

これより前、幕府は「寛政異学の禁」なるものを、大学頭林氏に下しており、朱子学の普及に一段と努力することを求めたが、寛政十二年（一八〇〇）には昌平坂学問所を新設し、下級の御家人にも入学を許可した。

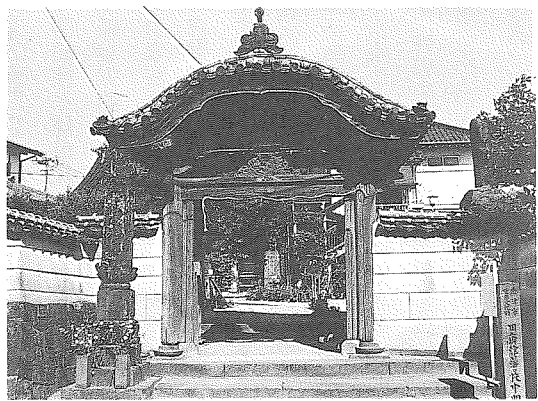
藩校校長に司馬広人

校長の司馬広人は、大内仲大夫の門流、仲大夫は熊耳と号し、「当今の干鱗」と称された漢詩人（干鱗は明の詩人）、元文三年（一七三三）三月水野氏に招

へいされて給人格儒者となり、二十人扶持を給された。広人は宝暦二年（一七五二）六月、仲大夫の推せんで水野氏に任せ、国元勤めの儒者として給人格二十人扶持を給されたが、寛政八年（一七九六）五月には新知行百石をあてがわれて給人となった。

司馬氏の本姓は桜井氏、仕官する時は藤野姓を称し、名を官治といった。宝暦五年（一七五五）、藤太郎と改め、さらに安永六年（一七七七）、姓を司馬、名は広人と改めた。

館名の「経誼」については、経義すなわち経書の意味、また経書の道理といったこともあるが、館造営の上、梁文に「天経地誼」の文字がある。諸橋の大漢和には、「天経地義」とあり、天が常を得、地が宜しきを得る道、転じて、正当不易の道理をいう、とある。



藩校・経誼館の中門（唐津市西寺町大乗寺門・唐津市重要文化財）

巖木の秀島氏に『積慶録』という著作がある。そのなかに、唐津焼の焼物師中里某の話が出る。中里氏が日ごろ昵懇じつこんにしていた家老の拜典膳はいてんぜんに対して、「目下士人文武を励たげまず、唯ただ、利をこれ図る。儒臣司馬広人の職を解きなば、百石の御益を得ん、迂儒うじゆ国家に用なし」と直言したという。

一藩の家老が、足輕格の御用職人の無遠慮な意見に耳を傾けるなど、水野氏家中の雰圍気がほほ笑ましい。もつとも、この話はあまり信用しがたいが、中里某は天明七年（一七八七）に没しており、司馬広人が百石の給人に取り立てられたのは寛政八年（一七九六）になつてからであつた。

中里某に限らず、唐津領の民間塾は、いずれも崎門派きもんぱいの三宅尚齊門流しやうせいもんりゆうに属していた。崎門派は他の門流と交わることを嫌い、己の師説以外の説に対しては不寛容をこととし、その閉鎖性と排他性が批判されていた。また、同門中でも、共食いな非難攻撃を遠慮なしに行い、師説の純粹を主張して絶交することもあつた。世評に「林家の阿世あせい、崎門の絶交」といつていた。いずれも朱子学の正統を以て自ら任じていた。

いっぽう藩学の大内、司馬は徂徠学派そらいがくぱいの服部南郭門流なんかくもんりゆうに属していた。徂徠学派は経義派と詩文派に分かれていたが、藩学は詩文派に属していた。詩文派は経書の義理をせんさくすることよりも、漢詩漢文による文学活動を重視していた。また経義派も、朱子による経学を認めなかつたので、民間塾の儒生からは烈しく非難されていた。

注 上梁文じやうりやうぶんは家の棟上式むねがししきに読む祝詞。

迂儒うじゆは實際の役に立たない学者。

崎門きもんは江戸初期の儒者。山崎闇齋派の朱子学をいう。

徂徠学派そらいがくぱいは荻生徂徠おぎうそらい（江戸時代中期の儒学者）の学派（古学の一派）のこと。

七 肥前国産物絵図

水野氏の時代の唐津藩の産業については、ここに『肥前国産物絵図』という絶好の資料がある。この絵図には、「肥前国」とあるが、その実は唐津領そのものの産物絵図であつて、水野唐津藩藩士木崎攸軒きやくけんが引退後の安永（一七七一）から天明（一七八九）にかけて十数年で仕上げた彩色の精密画である。現在、異本八種、端本十種ほどが存在するといわれているが、その中の一つで、唐津市内の旧家が所蔵する巻本四巻は、全長五〇頁にも達する。ここで参考としているのは、佐賀県立図書館蔵の折り本八帖じやうぱちである。

(一) 馬渡島の馬牧

折り本八帖のうち、帖一は馬渡島の馬牧うままきに関するものである。この馬牧は藩営で、藩士の乗馬を補充するため寺沢氏の時代から開かれていたと伝え、島守の足輕が牧守りを兼ね、島の水主みづぬし役は船手の使役を免ぜられ、牧の垣回り、病馬取り出し、斃馬へいばの始末、馬飼料の草刈りに使役された。牧場には常時八十頭ほどの牝馬が放牧されており、年に十頭ほどの子馬が殖えていた。

帖一にはまた、唐津大渡おわたしでの牛馬市の様子ようすが描かれている。市は安永六年（一七七七）の創設で、年に三回ほど開かれ、このころから藩内の農村で牛馬の使用が普及してきた。牛は山間部、馬は平地部で重宝された。

唐津大渡は松浦川の渡し場で、現在の松浦大堰せき、すなわち潮止めの線だが、その兩岸が大渡と呼ばれていたが、和多田側と西原側のいずれか分らない。たまたま、この牛馬市の絵図の側に、鏡神社の市立てについて記事があるので、西原側の大渡かもしれない。馬牧は明治三年（一八七〇）十一月、大参事通達で廃止された。

次に帖二にも馬渡島での鹿狩り、鷹たかの巢ねから雛ひなを取る図、その他、狩猟の方法、獲物の運搬など詳しく描かれている。

(二) 鵜飼い漁、ナマコ桁漁

帖三では、伊岐佐村付近の松浦川で行なわれていた鵜飼い漁、漁場での諸網、長芋漁、特に大網（底曳きとも、手繰りとも、また高網とも、沖曳きともいいう）と称して「手許に縄網を付け、また袋に麻の紅縵網をつける」など、共通した特長を図示し、当時の諸網一般を描いている。また生海鼠の構造を図示、海底を引き回して生海鼠を捕獲する漁法も示す。このころから煎海鼠が、干鮑、鱧鱈とともに、長崎輸出用の俵物として幕府の専売品となった。さらに柳瀬の玉島川鮎、松浦川の蜆取り、鬼塚、久里辺の松浦川で行なわれた掛網という漁法も描かれている。

(三) 勇壮な捕鯨漁

帖四には有名な捕鯨絵巻きである。「小児の弄鯨一件の巻序」から、「海上里数書き上げ、小川島の絵図、島廻り小名小字」、山見合図、鯨掛取りたる所、納屋場、捌方、納屋道具、羽指踊り、近国漁事これある場」まで、捕鯨の発端から納めの行事までのいっさいを詳細に描いている。

小川島周辺の捕鯨が、突取り漁から網取り漁に発展したのは寛延（一七四八）から宝暦のころかといわれ、また捕鯨の盛期は安永（一七七二）から天明期（一七八九）で、鯨組の中尾甚六や常安九右衛門が各地の神社に奉獻した燈ろうはこのころのものばかりで、これを証明している。

年間の捕鯨数は、小川島周辺だけで平均五、六十頭。このころは、五島、平戸方面にも漁場を開いていた。鯨一頭捕れば七浦賑うと俗にいわれたが、鯨一頭の値段は平均して二百両といわれたので、年間一万両から一万二千両の水揚げとなった。単純に、米一石を一両とすると一万石から一万二千石の経営規模である。もつとも捕鯨組の組出しに際しては七千両ほどの経費を要したので、藩への運上も一千両から千五百両ほどであった。

(四) 布さらし職人

帖五には唐人町の布晒し、大石村の鋳物師、本町の線香製りが描かれている。唐人町の布晒しは、「布木綿を堅炭の灰汁に浸け、灰汁のま、しばって川水に浸し、板に乗せて叩きて干すこと一日に二度ずつ」とある。町田川の水を使って晒木綿を作っていた。

唐人町には、布晒しの職人のため、屋敷三石六斗九升一合が古くから物成赦免になっており、そのため年に手留布三反を現物で藩に上納した。手留布とは、茶布などに使う布地のことらしい。作り方といい、名称といい、朝鮮渡来を思わせる。

(五) 鋳物師

「鋳物師」の鋳造場は、城下の大石天満宮高台の南麓で、旧町田川縁にあった。大人六人掛かりで踏み板を踏んで作動させる鞴で、炉の鉄を溶解して鍋釜の類を鋳造していた。製品は領内ばかりでなく、佐賀領まで移出していたらしい。この鋳造場では、京町の常安九右衛門が、筑前の太宰府天満宮に奉納した唐銅の大鳥居も鋳造されている。また旧町田川をはさんで、向こう岸の金谷にも鋳造場があり、ここでは文久元年、海防のために、城備え付けの旧式青銅砲が改鋳されて新式砲となった。

(六) 線香屋

「線香製」の工場は本町の鶴田屋といわれていた。鶴田屋の姓は谷崎氏、日田御用達や藩の掛屋を勤めたことがある。製造された線香は、おそらく何々香と銘柄を誇示したものだっだろうが、今では不明である。

注 掛屋＝幕府や各藩の公金出納を担当した町人のこと。

(七) イルカ猟

帖六では唐津湾の海豚猟の様子と鮪網の図、鯛網の図、海士の潜水漁法などが描かれている。海豚は時として、群をなし陸地に接近するが、最近では厄介視している。昔は福の神の到来と歓迎され、海豚の迷い込んだ漁浦では歓声がわいた。海豚猟には売り上げの五分一が運上銀として徴収された。

(八) マグロ網

鮪網は大敷きの定置網である。漁獲高の五分一を運上する五分一網と、一浦の鮪網を請け負った請け浦網とがあった。

(九) タイ網

鯛網は湊浦が有名で、明治期まで続いていた。船曳網といわれるが、絵図では地曳きのようである。

(十) 唐津海士

唐津の海士は名古屋、呼子、湊の三カ所に存在した。名古屋海士分の伝承では、東は湊神崎鼻から、西は平戸境まで、サザエ、アワビの採集権を秀吉から与えられていたという。絵図では、海に潜る時、安全を祈って呪文を唱えながら、オコシガネで艀床を叩く習俗が描かれる。

(十一) 石炭と焼き物

帖七は石炭山と焼き物窯を描く。唐津地方での石炭の発見は享保年中(一七一六)といわれている。しかし薪炭に困る状況でもなかったため、その利用はおくれた。もともと、石炭発見の岸山村には古くから瓦焼きがあったので、その燃料として使われていたかもしれない。一般に普及したのは土井氏の末期か。天明七年(一七八七)には焼石(ガラ)の専売仕法が始まったが、寛政年中(一七八九)には生石(石炭)も専売仕法の対象となった。

司馬江漢の『西遊日記』天明九年一月十日の記事中に「……浜崎と云ふ処、筑前や庄助と云ふ家に泊る。能宿なりき、直に居風呂やへ行きしに、この辺ミナ石炭を焚く……」とある。

焼き物窯については、いわゆる唐津焼は生産、需要とも藩の独占に属し、民間の焼き物は雑物として、唐津焼の呼称も自覚的には使われなかったものと思われる。絵図には詞書として、御用職人の焼き物師についてその来歴を記しているが、絵の内容は押川窯の大甕作り、産物としての焼き物窯は、梶山村の押川や、大石村の丸隈に所在した。

(十二) 紙すき

帖八は「紙漉たいがい」。紙は生活必需品として古くから漉かれてきたが、土井氏の時代には、御用紙漉きを選定されて藩入用の紙が漉かれていた。一般市中入用の紙は民間でも漉かれていた。水野氏になって、はじめて紙の原料である楮について専売仕法が設けられたが、製紙の先進地では楮の不足に悩んでいたため、容易に商品化することができた。しかし、利益を少しでも大きくするためには、安く買い上げることが絶対必要だったので、市中の自由価格が十貫目で五十匁もしていたのに、十五、六匁で藩は買い上げていた。

製品としての紙が専売の対象となったのは天明の末年(一七八八ごろ)で、このころ紙方役所が設けられた。紙方役所では領内の楮を一手に買い取り、その楮を紙漉き人に委託して製品化し、一部を市中の紙座商人に卸して民間の需用に備え、大部分は大坂の紙問屋に送って売りさばっていた。

楮の代金と、紙漉きの工賃には七三札と称される藩札まがいの預り札を紙方役所は発行していた。寛政元年(一七八九)の『御巡見手鑑』に「紙七拾式文壺匁に通用仕り候、式匁ヌキにて九六、一ヌキ半のたてに御座候」とある。九六とは、一文銭九十六枚に緡を通して一ヌキとし、百文で通用させる慣行を指し、百文以内の取り引きは

正確な枚数通りとした。「九六の百」ともいう。七十二文を銀目の一匁として、一単位とすることをヌキとも称していたらしい。二匁すなわち二ヌキで一四四文、一文銭九十六銭で一ヌキ半は同じく一四四文で同じ道理である。唐津紙方の預り札を「七三札」あるいは「七三銭札」と称した。

以上が『産物絵図』にてでくる唐津藩の産物の主なものだが、この絵図からは農業部門がポツカリと抜け落ちている。その他にも製蠟の原料である樫実、肥料としての干鰯、それに酒造など、注目すべき産業もあった。

(三) 木崎攸軒

『産物絵図』の筆者木崎攸軒の通称は源五左衛門、実名を盛標と称した。宝暦七年(一七五七)隠居して攸軒と号し、家督を譲った源五左衛盛興の唐津転移に従って来唐した。唐津では隠居の身ながら足軽の諸稽古を指南していたが、もとは百五十石の馬廻役であった。彼がいつ、どこでこのような絵と本草の知識と技能を得たのか不明だが、水野家には、そのような文化的伝統があったものか。彼は寛政四年(一七九二)九月、八十一歳で没し、菩提寺は十人町の法蓮寺である。

注 本草は薬草を中心とした博物誌のこと。

肥前国産物絵図(部分図)

水野唐津藩士・木崎攸軒描く産業精密画